【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年５月９日
【計算期間】	第３期(自　2018年８月10日　至　2019年２月９日)
【ファンド名】	iシェアーズ・コア　MSCI 新興国株 ETF
【発行者名】	ブラックロック・ジャパン株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長　井澤　吉幸
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目８番３号
【事務連絡者氏名】	猪浦　純子
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目８番３号
【電話番号】	03-6703-7940
【縦覧に供する場所】	名　称　株式会社東京証券取引所 （所在地　東京都中央区日本橋兜町２番１号）

(注)　本書において文中および表中の数字は四捨五入された数値として表示されている場合があり、従って合計として表示された数字はかかる数値の総和と必ずしも一致するとは限りません。

第一部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

① iシェアーズ・コア　MSCI 新興国株 ETF（以下「当ファンド」または「ファンド」といいます。）は、ＭＳＣＩエマージング・マーケッツIMI指数（国内投信用 円建て）（以下「対象指数」または「ベンチマーク」といいます。）の動きに高位に連動する投資成果を目指します。

委託会社は10兆円を上限として信託財産を追加できるものとします。また、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができるものとします。

② ファンドの特色

1

新興国の株式を実質的な主要投資対象とし、対象指数の動きに高位に連動する投資成果を目指します。

■効率的な運用を目的として、先物取引等を利用することがあります。
■対象指数の動きと高位に連動する運用を目的として、一時的に純資産総額を超える投資割合で有価証券を組入れることがあります。
※当ファンドにおいては、換金に伴う支払資金の手当て以外を目的とした資金の借入は行なわれません。

2

実質的な株式への投資にあたっては、ブラックロック・グループが運用する上場投資信託証券（以下「ETF」といいます。）を活用します。また、委託会社の判断により、株式に投資する場合があります。

■委託会社は、投資対象有価証券の流動性および運用の効率性等を勘案し、ETFの選定、ならびに株式との投資割合を決定します。

<投資対象候補であるETFの概要>（本書作成日現在）

名称	iシェアーズ・コア MSCI エマージング・マーケット ETF		
投資目的	新興国の大型、中型および小型株で構成される指数と同等の投資成果を目指します。		
運用会社	ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ		
上場取引所	ニューヨーク証券取引所 Arca	組入銘柄数	2,230（2019年1月末現在）

※投資対象候補であるETFおよびその概要は、今後変更となる場合があります。

■有価証券の貸付を行なう場合があります。その場合、ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ.エイに有価証券の貸付の指図に関する権限の全部または一部を委託します。

3

外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行ないません。

4

受益権を東京証券取引所に上場します。

■ファンドの受益権は、いつでも東京証券取引所で売買することができます。
■売買単位は、1口単位です。手数料は売買の委託を受けた第一種金融商品取引業者が独自に定める率を乗じて得た額とします。取引方法は株式と同様です。詳しくは東京証券取引所の会員である第一種金融商品取引業者へお問い合わせください。
※取引所での市場価格は取引時間中に変動するものであり、取引所における需給のバランスや売買高の状況、各種取引規制、投資対象市場と取引市場の時差または取引日の相違等の影響を受けることにより、ETFの市場価格は基準価額から乖離することがあります。

5

購入・換金は一定口数以上の申込に限定されます。

■対象指数に高位に連動するという目的の支障とならないようにするために、購入・換金を対象指数のポートフォリオを構成するために必要な一定口数以上に限定するものです。

ファンドの仕組み

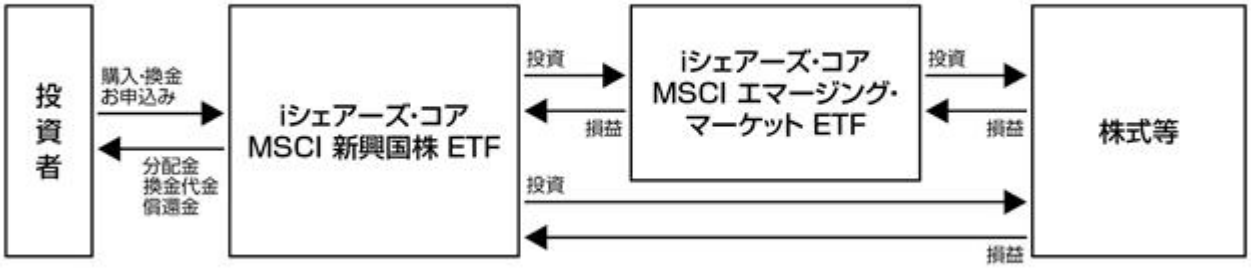

※投資対象候補のETFの選定、ならびに株式等との投資割合は、委託会社の判断により適宜見直しを行ないます。

◆ 商品分類 ◆

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づく当ファンドの商品分類は以下のとおりです。
なお、当ファンドに該当する商品分類および属性区分につき、表中に網掛け表示しております。

≪商品分類表≫

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉）	独立区分	補足分類
単位型投信 追加型投信	国内 海外 内外	株式 債券 不動産投信 その他資産 資産複合	MMF MRF ETF	インデックス型 特殊型

≪属性区分表≫

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ	対象インデックス
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 不動産投信 その他資産 （ＥＴＦ） 資産複合 資産配分固定型 資産配分変更型	年１回 年２回 年４回 年６回 （隔月） 年12回 （毎月） 日々 その他	グローバル 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 （中東） エマージング	あり なし	日経２２５ ＴＯＰＩＸ その他＊

＊ＭＳＣＩエマージング・マーケッツIMI指数（国内投信用 円建て）

[商品分類における定義]

項目	該当する商品分類	内容
単位型・追加型	追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	海外	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産（収益の源泉）	株式	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
独立区分	ＥＴＦ	投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第１号および第２号に規定する証券投資信託ならびに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第９条の４の２に規定する上場証券投資信託をいいます。
補足分類	インデックス型	目論見書または投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。

[属性区分における定義]

項目	該当する属性区分	内容
投資対象資産	株式・一般 その他資産 （ＥＴＦ）	目論見書または投資信託約款において、大型株属性または中小型株属性に当てはまらないすべてのものをいいます。 目論見書または投資信託約款において、主として投資信託証券に投資する旨の記載があるものをいいます。ただし、当ファンドは、主としてＥＴＦに投資します。
決算頻度	年２回	目論見書または投資信託約款において、年２回決算する旨の記載があるものをいいます。
投資対象地域	エマージング	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
為替ヘッジによる属性区分	為替ヘッジなし	目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行なう旨の記載がないものをいいます。なお、「為替ヘッジ」とは、対円での為替リスクに対するヘッジの有無をいいます。
対象インデックス	その他	日経２２５およびＴＯＰＩＸに当てはまらない全てのものをいいます。

※ 商品分類、属性区分の全体的な定義等は、一般社団法人投資信託協会のホームページ（http://www.toushin.or.jp）をご参照ください。

（２）【ファンドの沿革】

2017年９月27日	信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始
2017年９月28日	東京証券取引所第１部へ上場

（３）【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み

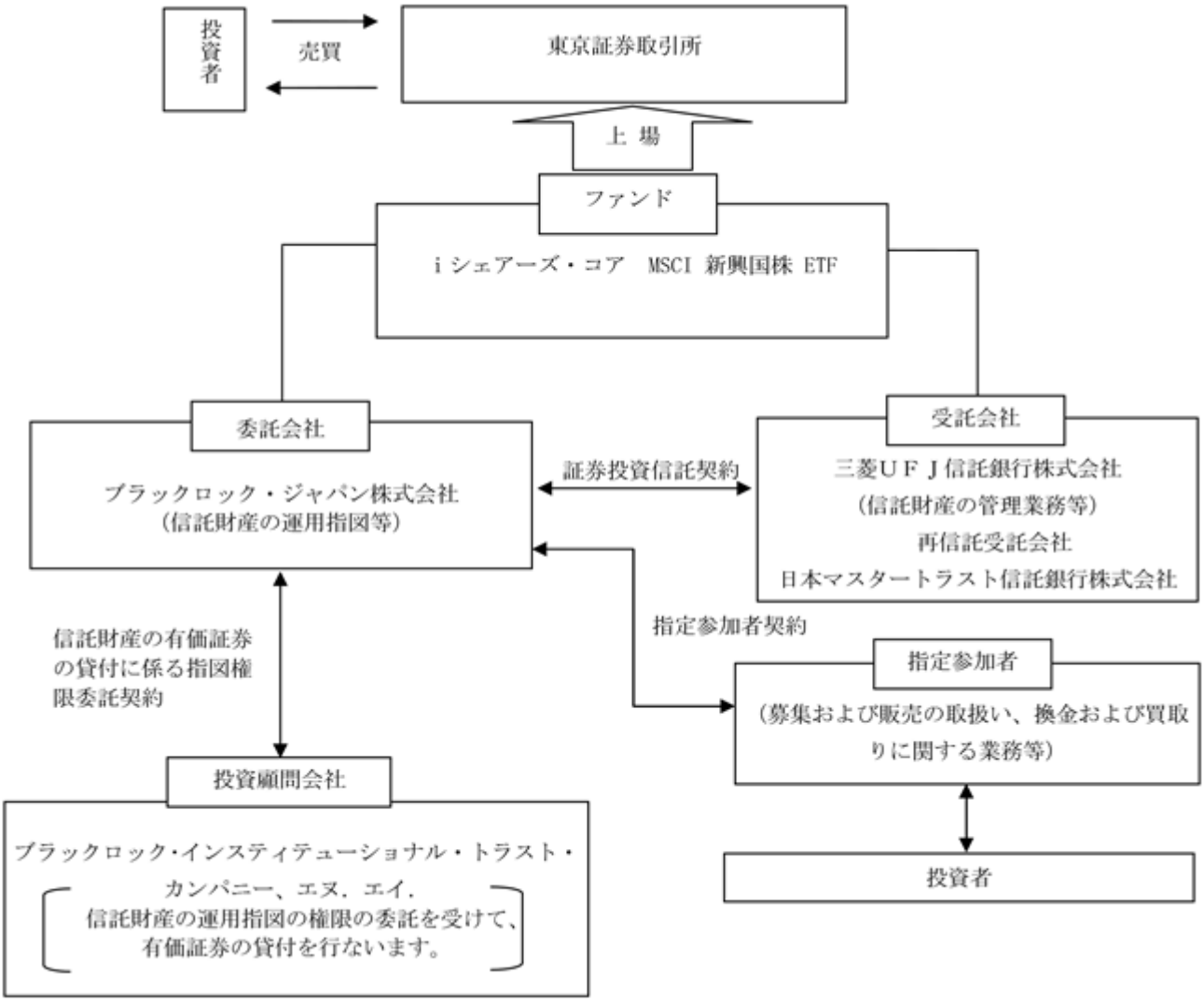

ａ．証券投資信託契約

当契約は、当ファンドを成立させるにあたり、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）の定めるところにしたがって作成され、あらかじめ監督官庁に届出られた信託約款に基づき、委託会社と受託会社との間に締結されます。主要な内容は、運用の基本方針、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、信託の元本および収益の管理および運用指図に関する事項等です。

ｂ．指定参加者契約

指定参加者の指定、受益権の購入、換金の請求、指定参加者の取次業務および手数料に関する事項等が定められています。

ｃ．信託財産の有価証券貸付に係る指図権限委託契約

有価証券貸付代理人への有価証券貸付に係る指図権限の委託ならびに当該業務内容等について規定しています。

② 委託会社の概況

2019年１月末現在の委託会社の概況は、以下のとおりです。

ａ．資本金　3,120百万円

ｂ．沿革

1985年１月	メリルリンチ投資顧問株式会社 （後のメリルリンチ・インベストメント・マネジャーズ株式会社）設立 1987年３月　証券投資顧問業者として登録 1987年６月　投資一任業務認可を取得 1997年12月　投資信託委託業務免許を取得
1988年３月	バークレイズ・デズート・ウェッド投資顧問株式会社 （後のバークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社）設立 1988年６月　証券投資顧問業者として登録 1989年１月　投資一任業務認可を取得 1998年３月　投資信託委託業務免許を取得
1999年４月	野村ブラックロック・アセット・マネジメント株式会社 （後のブラックロック・ジャパン株式会社）設立 1999年６月　証券投資顧問業者として登録 1999年８月　投資一任業務認可を取得
2006年10月	メリルリンチ・インベストメント・マネジャーズ株式会社を存続会社として、 ブラックロック・ジャパン株式会社と合併 新会社商号：「ブラックロック・ジャパン株式会社」
2009年12月	バークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社を存続会社として、 ブラックロック・ジャパン株式会社と合併 新会社商号：「ブラックロック・ジャパン株式会社」

ｃ．大株主の状況

株主名	住所	所有 株式数	所有比率
ブラックロック・ジャパン・ ホールディングス合同会社	東京都千代田区丸の内一丁目８番３号	15,000株	100%

2【投資方針】

（１）【投資方針】

①　新興国の株式市場に投資を行ない、対象指数の動きに高位に連動する投資成果を目指します。投資にあたっては、ブラックロック・グループが運用するＥＴＦを活用します。また、委託会社の判断により、新興国の株式に投資する場合があります。

②　委託会社は、投資対象有価証券の流動性および運用の効率性等を勘案し、ＥＴＦの選定、ならびに株式との投資割合を決定します。

③　外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

④　効率的な運用を目指して、先物取引等を利用することがあります。

⑤　対象指数の動きと高位に連動する運用を目的として、一時的に純資産総額を超える投資割合で有価証券を組入れることがあります。

⑥　ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ.エイ.（BlackRock Institutional Trust Company, N.A.）に有価証券の貸付の指図に関する権限の全部または一部を委託します。

⑦　資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

当ファンドは、有価証券への投資を通じて、業種構成比、銘柄別構成比等のポートフォリオ特性を限りなくベンチマークに近づけるようにすることにより、ベンチマークとの高い連動性を目指します。

※ 委託会社は、自己または第三者の利益を図るために投資者の利益を害することとなる潜在的なおそれのある取引を行ないまたは行なうことがある場合、投資者の利益を害しないことを確保するため、売買執行管理規程等の社内規程により管理します。

「ＭＳＣＩエマージング・マーケッツIMI指数（国内投信用 円建て）」の著作権等について

当金融商品は、MSCI Inc.（以下、「MSCI」と言う）、その関連会社、その情報提供会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者（以下、まとめて「MSCI関係会社」と言う）が、保証、推奨、販売、または宣伝するものではありません。MSCI指数は、MSCIが独占的に所有しています。MSCIおよびMSCI指数は、MSCIおよびその関係会社のサービスマークであり、ブラックロック・ジャパン株式会社は特定の目的の為にその使用を許諾されています。MSCI関係会社は、ブラックロック・ジャパン株式会社または当金融商品の所有者または不特定多数の公衆に対して、金融商品全般的またはこの特定の金融商品への投資に関する当否あるいは一般的な株式市場のパフォーマンスをトラックしているMSCI指数の能力に関して、明示的であると暗示的であるとを問わず、一切の表明または保証を行ないません。MSCI Inc.とその関連会社は、特定のトレードマーク、サービスマーク、トレードネームのライセンスの所有者であり、MSCI指数は、当金融商品または当金融商品の所有者に関わらず、MSCI Inc.により決定、作成、および計算されています。MSCI関係会社は、MSCI指数の決定、作成、あるいは計算において、ブラックロック・ジャパン株式会社または当金融商品の所有者の要求を考慮にいれる義務は一切ありません。MSCI関係会社は、当金融商品の募集等に関する事項の決定について、また、当金融商品を換金するための計算式の決定また計算について責任を負うものではなく、参加もしていません。更に、MSCI関係会社は、当金融商品の所有者に対し、当金融商品の管理、マーケティングまたは募集に関連するいかなる義務または責任も負いません。
MSCIは、自らが信頼できると考える情報源からMSCI指数の計算に算入される情報またはその計算に使用するための情報を入手しますが、MSCI関係会社は、MSCI指数またはそれに含まれるいかなるデータの独創性、正確性および／または完全性について保証するものではありません。MSCI関係会社は、明示的にも暗示的にも、被許諾者、その顧客または相手方、ブラックロック・ジャパン株式会社、当金融商品の所有者その他の個人・法人が、契約にもとづき許諾される権利またはその他使用のために許諾される権利に関連してMSCI指数またはそれに含まれるデータを使用することにより得られる結果について保証を行なうものではありません。MSCI関係会社は、MSCI指数およびそれに含まれるデータの、またはそれに関連する過誤、省略または中断に対してまたはそれらに関して責任を負うことはありません。更に、MSCI指数およびそれに含まれるデータに関し、MSCI関係会社は、明示的、暗示的な保証を行なうものでもなく、かつMSCI関係会社は、特定目的のための市場性または適切性について、何ら保証を行なうものではないことを明記します。前記事項を制限することなく、たとえ直接的損害、間接的損害、特別損害、懲罰的損害、拡大的損害その他のあらゆる損害（逸失利益を含む。）につき、その可能性について知らせを受けていたとしても、MSCI関係会社は、いかなる場合においてもかかる損害について責任を負いません。

（２）【投資対象】

① 投資の対象とする資産の種類

このファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

ａ．有価証券
ｂ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、約款に定めるものに限ります。）
ｃ．約束手形（ａ．に掲げるものに該当するものを除きます。）
ｄ．金銭債権（ａ．およびｃ．に掲げるものに該当するものを除きます。）

② 有価証券および金融商品の指図範囲等

委託会社は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

ａ．株券または新株引受権証書
ｂ．国債証券
ｃ．地方債証券
ｄ．特別の法律により法人の発行する債券
ｅ．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
ｆ．資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）

ｇ．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。）
ｈ．協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。）
ｉ．資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。）
ｊ．コマーシャル・ペーパー
ｋ．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
ｌ．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
ｍ．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）
ｎ．投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）
ｏ．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）
ｐ．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
ｑ．預託証書（金融商品取引法第２条第１項第20号で定めるものをいいます。）
ｒ．外国法人が発行する譲渡性預金証書
ｓ．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
ｔ．抵当証券（金融商品取引法第２条第１項第16号で定めるものをいいます。）
ｕ．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
ｖ．外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、ａ．の証券または証書、ｌ．ならびにｑ．の証券または証書のうちａ．の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、ｂ．からｆ．までの証券およびｌ．ならびにｑ．の証券または証書のうちｂ．からｆ．までの証券の性質を有するものおよびｎ．の証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、ｍ．の証券およびｎ．の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

③ 金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図ができます。

ａ．預金
ｂ．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
ｃ．コール・ローン
ｄ．手形割引市場において売買される手形
ｅ．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの
ｆ．外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

（３）【運用体制】

＜運用体制＞

- ファンドの運用・管理の各業務の役割分担を社内規程により定めております。
- ファンドの運用については委託会社の運用部門が統括しています。
- 社内には内部監査を担当する部門、ファンドの運用状況やリスク状況等をモニターし関連部署にフィードバックする部門、あるいは投資委員会等の開催により、各ファンドの投資方針等にしたがって運用が行なわれているか確認する組織、機能が確立しています。
- 当ファンドの運用は、株式インデックス運用部（４名程度）が担当いたします。

＜意思決定プロセス＞

▼ポートフォリオの運用を始めるに先立って、運用上の基本的事項（運用目標、運用方針、信託約款、運用上の制約条件等）について、株式インデックス運用部会議を開催し運用基本方針・運用計画を決定します。運用基本方針・運用計画は、投資委員会に報告されます。

▼ポートフォリオの構築・運用にあたって必要な投資環境分析、市場分析および運用モデルの設定等については、各運用部が主体となって行なっているポートフォリオ・マネジメント会議にて行なわれます。運用モデルを用いることにより特定個人の恣意が働きにくい運用を遂行しておりますが、それらが有効に働いているかどうかのモニタリング・改善策や、相場急変時における対応策等も同会議にて審議されます。

▼投資委員会では、運用のリスクおよびパフォーマンスについて定期的に分析・検討を行ないます。

ブラックロック・グループ

ブラックロック・グループは、運用資産残高約5.97兆ドル＊（約655兆円）を持つ世界最大級の独立系資産運用グループであり、当社はその日本法人です。

当グループは、世界各国の機関投資家および個人投資家のため、株式、債券、キャッシュ・マネジメントおよびオルタナティブ商品といった様々な資産クラスの運用を行なっております。また、機関投資家向けに、リスク管理、投資システム・アウトソーシングおよびファイナンシャル・アドバイザリー・サービスの提供を行なっております。

＊ 2018年12月末現在。（円換算レートは１ドル＝109.715円を使用）

（４）【分配方針】

① 年２回の毎決算時（２月９日および８月９日）に、経費等控除後の配当等収益（受取配当金、受取利息およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。）の全額を分配することを原則とします。

② 信託財産から生ずる配当等収益と前期から繰越した分配準備積立金は、信託の計算期間ごとに、信託報酬ならびに約款に規定する諸費用およびこれらに係る消費税等（以下、本項目において「経費」といいます。）の額の合計額を控除し、前期から繰越した負数の分配準備積立金があるときはその全額を補てんした後、その残額を投資者に分配します。ただし、収益分配金額の調整のためその一部または全部を信託財産内に留保したときは分配準備積立金として積立て、次期以降の分配に充てることができます。なお、経費および負数の分配準備積立金を控除しきれないときは、その差額を負数の分配準備積立金として次期に繰越します。将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

③ 毎計算期末に信託財産から生じた下記のａ．に掲げる利益の合計額は、ｂ．に掲げる損失の合計額を控除し、繰越欠損金があるときは、その全額を補填した後、次期に繰越します。

ａ．有価証券売買益、先物取引等取引益、追加信託差益金、解約差益金

ｂ．有価証券売買損、先物取引等取引損、追加信託差損金、解約差損金

（５）【投資制限】

① 当ファンドの約款で定める投資制限

ａ．株式への投資割合

株式への投資割合には、制限を設けません。

ｂ．外貨建資産への投資割合

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

ｃ．投資信託証券への投資割合

投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以下とします。

ｄ． 投資する株式等の範囲

(a) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券はこの限りではありません。

(b) (a)の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

e． 先物取引等の運用指図および範囲

(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。

(b) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

(c) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

f． スワップ取引の運用指図および範囲

(a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

(b) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(c) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって評価するものとします。

(d) 委託会社は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入が必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入の指図を行なうものとします。

g． 信用取引の指図および範囲

(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

(b) (a)の信用取引の指図は、当該売付に係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(c) 信託財産の一部解約等の事由により、(b)の売付に係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

(d) 委託会社は、(a)の取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入が必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入の指図を行なうものとします。

h． 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の運用指図および範囲

(a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

(b) 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(c) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

(d) 委託会社は、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

ｉ． 有価証券の貸付の指図および範囲

(a) 委託会社（約款に規定する委託会社から委託を受けたものを含みます。以下、本項において同じ。）は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

イ．株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

ロ．公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

ハ．投資信託証券の貸付は、貸付時点において、貸付投資信託証券の時価合計額が、信託財産で保有する投資信託証券の時価合計額の50%を超えないものとします。

(b) (a)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

(c) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

ｊ． 公社債の空売りの指図および範囲

(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

(b) (a)の売付の指図は、当該売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(c) 換金等の事由により、(b)の売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

ｋ． 公社債の借入れの指図および範囲

(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

(b) (a)の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で行なうものとします。

(c) 換金等の事由により、(b)の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

(d) (a)の借入れに係る品借料は、信託財産中から支弁します。

ｌ． 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

ｍ． 外国為替予約取引の指図および範囲

(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

(b) (a)の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

(c) (b)の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

ｎ． 資金の借入れ

(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、換金に伴う支払資金の手当て（換金に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

(b) 換金に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、投資者への換金代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または投資者への換金代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の換金代金入金日までの間もしくは投資者への換金代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却または換金代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10％を超えないこととします。

(c) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

ｏ．デリバティブ取引等に係る投資制限

(a) 一般社団法人投資信託協会規則に定めるデリバティブ取引等については、同規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

(b) 以下に定める目的により投資する場合を除き、デリバティブ取引（法人税法第61条の５で定めるものをいいます。）を行ないません。

・ 当投資信託が投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的
・ 当投資信託の資産または負債に係る価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的
・ 当投資信託の資産または負債について為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的

ｐ．信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10％、合計で20％を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、同規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行なうものとします。

② 投信法で定める投資制限

同一の法人の発行する株式

委託会社は、同一の法人の発行する株式について、次のａ．の数がｂ．の数を超えることとなる場合には、当該株式を投資信託財産で取得することを受託会社に指図しないものとします。

ａ．委託会社が運用の指図を行なうすべてのファンドで保有する当該株式に係る議決権の総数
ｂ．当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数

3【投資リスク】

(1) 投資リスク

ファンドの基準価額は、組入れられている有価証券の値動きの他、為替変動による影響を受けます。これらの信託財産の運用により生じた損益はすべて投資者の皆様に帰属します。したがって、当ファンドは元金および元金からの収益の確保が保証されているものではなく、基準価額の下落により投資者は損失を被り、元金を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドに係る主なリスクは以下のとおりです。

① 基準価額の変動要因

ａ．株価変動リスク

株式に投資します。したがって、経済および株式市場動向または株式の発行会社の経営・財務状況等に応じて組入株式の株価および配当金が変動し、当ファンドの運用成果に影響を与えます。

ｂ．カントリー・リスク

エマージング（新興国）市場の発行体が発行する有価証券に投資します。エマージング諸国の経済は、先進諸国に比べて不安定であり、市場を取り巻く社会的・経済的環境はより不透明な場合が多く、エマージング諸国の政府は自国経済を規制または監督する上で大きな影響力を行使することがあります。また、エマージング諸国の経済構造は、資源や商品市場など少数の産業に依存する度合いが強く、主として先進国市場に投資する場合に比べて、特定の産業動向の影響を受けやすい傾向にあります。これらの政治・経済事情や、通貨・資本規制、税制、取引制度およびそれらの不確実性、地政学的な要因等に伴い、より大幅な有価証券の価格変動または流動性の低下が考えられ、それに伴い当ファンドの運用成果に影響を与えます。

ｃ．為替変動リスク

主として外貨建資産に投資します。原則として外貨建資産に対して為替ヘッジを行ないません。したがって、為替レートの変動が当ファンドの運用成果に影響を与えます。

ｄ．デリバティブ取引のリスク

デリバティブ取引を用いることができます。このような投資手法は現物資産への投資に代わって運用の効率を高めるため、または証券価格、市場金利、為替等の変動による影響からファンドを守るために用いられます。デリバティブ取引を用いた結果、コストとリスクが伴い、当ファンドの運用成果に影響を与えます。また、デリバティブ取引は必ず用いられるわけでなく、用いられたとしても本来の目的を達成できる保証はありません。

ｅ．有価証券の貸付等におけるリスク

有価証券の貸付等において、取引先リスク（取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる危険のこと）が生じる可能性があり、損失を被ることがあります。

② 連動対象とする指数に関する留意点

ａ．対象指数と基準価額の乖離要因

当ファンドは、基準価額が対象指数の動きと高位に連動することを目指しますが、主として次のような要因があるため、対象指数と一致した推移をすることを運用上約束するものではありません。

・信託財産で保有する有価証券と対象指数の構成銘柄が必ずしも一致しないこと（新興国市場においては、その差異が大きくなる事が想定されます。）
・信託財産で保有する有価証券の時価と対象指数算出に用いられる時価が必ずしも一致しないこと
・信託財産の構成時および対象指数の構成銘柄の変更などによってポートフォリオの調整が行なわれる場合、個別銘柄の売買などにあたりマーケット・インパクトを受ける可能性があること、また、売買手数料などの取引費用を負担すること
・ポートフォリオを構築するまでの間、および組入銘柄の配当金等や権利処理によって信託財産に現金が発生すること
・先物取引を利用した場合、先物価格と対象指数との間に価格差があること
・信託報酬等およびその他の諸費用を負担すること
・有価証券の貸付により、貸付報酬が得られること

ｂ．指数に関するリスク

当ファンドはベンチマークとなる指数の提供者が公表する価格や収益率に連動する運用成果を目指しますが、指数提供者による指数の構成や計算の局面における正確性は確保されていません。指数提供者は、指数の構成銘柄および計算方法等について開示していますが、指数に関するデータの品質、正確性または完全性について責任を負うものではなく、また、指数が開示された計算方法等にしたがって算出されたことを保証するものでもありません。当ファンドは、提供された指数に対して整合的な運用成果を得ることを目的としており、委託会社が指数提供者のエラーを補償し、またはその責任を負うものではありません。データの品質、正確性または完全性に関するエラーは時として起こり得るものであり、また、一定期間発見されず訂正されない可能性があります。指数提供者のエラーに関連する損益や費用は、当ファンドおよび投資者に帰属します。たとえば、指数に誤った構成銘柄が含まれる場合、公表された指数への連動を目指す当ファンドにおいても当該構成銘柄へのマーケット・エクスポージャーを有することとなる一方、他の構成銘柄へのエクスポージャーは低減することになります。このように、指数の誤りはファンドの運用成果に正または負の影響を及ぼす可能性があります。また、構成銘柄の誤りを修正する等のために指数が臨時にリバランスされ、それに伴いファンドのポートフォリオの調整が行なわれる場合、調整から生じる取引費用やマーケット・エクスポージャーは当ファンドが負担することになります。予定していないリバランスにより、ファンドの収益率が指数の収益率に正確に連動できないリスク（トラッキング・エラーのリスク）にさらされる可能性があります。したがって、指数提供者による指数の誤りや臨時のリバランスは、当ファンドに係る費用とマーケット・エクスポージャー・リスクを増大させる可能性があります。

③ ファンド運営上のリスク

ａ．上場投資信託証券への投資に関する留意点

金融商品取引所等に上場している投資信託証券（上場投資信託証券）を購入あるいは売却しようとする際に、市場の急変等により流動性が低下し、購入もしくは売却が困難または不可能になる場合があります。加えて、取引価格と基準価額の乖離が広がる場合があります。

また、投資する上場投資信託証券の選定および投資比率の決定においては、当ファンドのベンチマークとの相関性等を考慮しますが、当ファンドと投資する上場投資信託証券の投資方針または投資対象は完全に一致するとは限らず、当該上場投資信託証券の投資目的が必ず達成されるという保証もありません。

これらの要因は当ファンドにトラッキング・エラーを生じさせる可能性があります。また、当ファンドは特定の上場投資信託証券に集中的に投資することがあり、この場合には、当該上場投資信託証券の価格変動リスクや運営上のリスク（当該上場投資信託証券の償還や上場廃止等）の影響をほぼ直接に受けることが想定されます。

ｂ．購入および換金の受付の中止・取消

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、受益権の購入および換金請求の受付を中止する場合があります。この場合、すでに受付けた受益権の購入または換金請求の取消を行なう場合があります。

ｃ．ファンドの繰上償還

ファンドは、以下に該当することとなった場合は、受託会社と合意のうえ、信託を終了させます。

(a) 受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止となった場合

(b) 対象指数が廃止された場合

(c) 対象指数の計算方法その他の変更等に伴って行なう信託約款の変更が書面決議により否決された場合

また、ファンドは、信託契約締結日から３年経過の日以降に、換金により受益権の口数が80万口を下回ることとなった場合、または投資者のため有利と認められる場合、その他やむを得ない事情が発生したとき等は、信託期間の途中でもファンドを償還させる場合があります。

ｄ．法令・税制・会計等の変更

法令・税制・会計方法等は今後変更される可能性があり、当ファンドの運用成果に影響を与えることがあります。

当ファンド（上場投資信託証券に投資を行なう場合は当該上場投資信託証券を含む。（以下「当ファンド等」といいます。））に関連する法域（当ファンド等の発行国、上場地域、販売地域もしくは投資対象地域、取引市場の属する法域、デリバティブ取引の取引契約または取引相手が属する法域他）の税法の変更は、当該法域における当

ファンド等の納税申告区分に影響を与え、当ファンド等の運用成果に影響を与えます。具体的には、法令変更もしくは法令解釈の変更等により、投資収益への源泉徴収税その他の課税額の増加、当初予定された税還付が受けられなくなる、その他事情に伴い、当ファンド等の純資産価額が減少する可能性があります。

当ファンド等では、米国外国口座税務コンプライアンス法（以下「ＦＡＴＣＡ」といいます。）を遵守すべく所要の対応が行なわれています。ただし、必ずしもＦＡＴＣＡが常に遵守されることを保証するものではなく、対応に不備等が認められた場合は、米国資産に係る投資収益に対して30％の源泉徴収税が課され、それに伴い当ファンド等が損失を被る可能性があります。

ｅ．収益分配金に関する留意点

分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

(2) リスクの管理体制

委託会社ではリスク管理を重視しており、独自開発のシステムを用いてリスク管理を行なっております。具体的には、運用担当部門とは異なる部門においてファンドの投資リスクの計測・分析、投資制限のモニタリングなどを行なうことにより、ファンドの投資リスクが運用方針に合致していることを確認し、その結果を運用担当部門にフィードバックするほか、社内の関係者で共有しております。また、委託会社の業務に関するリスクについて社内規程を定めて管理を行なっております。

※ リスクの管理体制は、変更となる場合があります。

（参考情報）

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

（2014年2月～2019年1月）

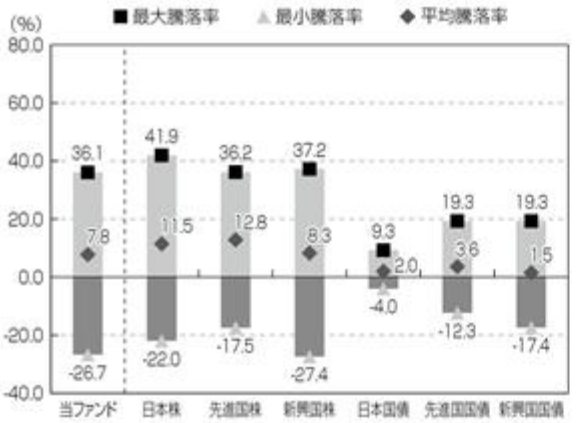

※上記グラフは、2014年2月～2019年1月の5年間の各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。当ファンドについては、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。なお、当ファンドの設定日が2017年9月27日のため、設定前の期間のデータはベンチマークの数値を用いて計算しておりますので、当ファンドの実績とは異なります。

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※各資産クラスの指数

日本株…… 東証株価指数（配当込み）
先進国株…… MSCIコクサイ指数（配当込み、円ベース）
新興国株…… MSCIエマージング・マーケッツ・インデックス（配当込み、円ベース）
日本国債…… NOMURA－BPI国債
先進国国債… FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）
新興国国債… J.P.モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）

（注）海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしております。

当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

（2014年2月～2019年1月）

※上記グラフは、2014年2月～2019年1月の5年間の各月末における分配金再投資基準価額の1年間の騰落率および分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。なお、設定前の期間については、ベンチマークの年間騰落率を表示しておりますので、当ファンドの実績ではありません。また、分配金再投資基準価額は2017年9月末から2019年1月末までの期間について表示しております。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

<各指数について>

東証株価指数（配当込み）は、東京証券取引所第一部に上場されている全銘柄を対象に時価総額を指数として算出したものです。東証株価指数（配当込み）は、株式会社東京証券取引所（（株）東京証券取引所）の知的財産であり、この指数の算出、数値の公表、利用など株価指数に関するすべての権利は、（株）東京証券取引所が有しています。（株）東京証券取引所は、東証株価指数（配当込み）の算出もしくは公表の方法の変更、東証株価指数（配当込み）の算出もしくは公表の停止または東証株価指数（配当込み）の商標の変更もしくは使用の停止を行なう権利を有しています。

MSCIコクサイ指数（配当込み、円ベース）およびMSCIエマージング・マーケッツ・インデックス（配当込み、円ベース）は、MSCI Inc.が開発、計算した株価指数です。MSCIコクサイ指数（配当込み、円ベース）は日本を除く世界の主要先進国の株式を、また、MSCIエマージング・マーケッツ・インデックス（配当込み、円ベース）は新興国の株式を対象として算出した指数です。同指数に関する著作権、知的財産その他の一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。

NOMURA－BPI国債は、野村證券株式会社が公表している指数で、日本国債の市場全体の動向を表す投資収益指数です。同指数に関する知的財産権は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、NOMURA－BPI国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA－BPI国債を用いて行なわれるブラックロック・ジャパン株式会社の事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

J.P.モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが発表しており、新興国の現地通貨建ての国債を対象として算出した指数です。同指数に関する著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属しています。

4【手数料等及び税金】

（1）【申込手数料】

指定参加者は、当該指定参加者が定める購入時手数料（消費税等相当額を含む。）を投資者から徴収することができるものとします。詳細は、指定参加者にお問い合わせください。なお、指定参加者については、委託会社までお問い合わせください。

購入時手数料は、購入時の商品説明、購入に関する事務手続等の役務の対価として購入時にお支払いいただくものです。

（2）【換金（解約）手数料】

指定参加者は、投資者が換金を行なうときおよび受益権の買取を行なうときは、当該投資者から、指定参加者が独自に定める手数料（消費税等相当額を含む。）を投資者から徴収することができるものとします。詳細は、指定参加者にお問い合わせください。なお、指定参加者については、委託会社までお問い合わせください。

換金（買取）時手数料は、換金または買取に関する事務手続等の役務の対価として換金時または買取時にお支払いいただくものです。

（3）【信託報酬等】

ファンドの実質的な信託報酬（①＋②）は、信託財産の純資産総額に対し年0.2484%（税抜0.23%）程度となります。

※ 投資する上場投資信託証券の投資比率や報酬率が変更になる可能性があり、実質的な負担についても変動することがあります。

① 当ファンドの信託報酬

計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年0.2484%（税抜0.23%）以内で委託会社が定める率を乗じて得た金額とします。信託報酬に係る委託会社および受託会社間の配分および当該報酬を対価とする役務の内容は次のとおりとします。

	信託報酬の配分	役務の内容
委託会社	年0.2268%（税抜0.21%）以内	ファンドの運用、基準価額の計算、各種書類の作成等
受託会社	年0.0216%（税抜0.02%）	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等

※ 信託報酬の料率は、毎月の運用状況（投資する上場投資信託証券の投資比率および報酬等の料率）に応じて、約款に規定される所定の方法により決定されます。

上記の信託報酬の総額は、日々計上され、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

② 投資する上場投資信託証券に係る報酬等

投資する上場投資信託証券において報酬等がかかりますが、投資銘柄や組入比率は固定されていないため、事前に料率、上限額などを表示することができません。また、報酬等は、上場投資信託証券の運用会社等に支払われます。

＜消費税率が10%になった場合は、以下とします。＞

ファンドの実質的な信託報酬（①＋②）は、信託財産の純資産総額に対し年0.253%（税抜0.23%）程度となります。

※ 投資する上場投資信託証券の投資比率や報酬率が変更になる可能性があり、実質的な負担についても変動することがあります。

① 当ファンドの信託報酬

計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年0.253%（税抜0.23%）以内で委託会社が定める率を乗じて得た金額とします。信託報酬に係る委託会社および受託会社間の配分および当該報酬を対価とする役務の内容は次のとおりとします。

	信託報酬の配分	役務の内容
委託会社	年0.231%（税抜0.21%）以内	ファンドの運用、基準価額の計算、各種書類の作成等
受託会社	年0.022%（税抜0.02%）	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等

※ 信託報酬の料率は、毎月の運用状況（投資する上場投資信託証券の投資比率および報酬等の料率）に応じて、約款に規定される所定の方法により決定されます。

上記の信託報酬の総額は、日々計上され、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

② 投資する上場投資信託証券に係る報酬等

投資する上場投資信託証券において報酬等がかかりますが、投資銘柄や組入比率は固定されていないため、事前に料率、上限額などを表示することができません。また、報酬等は、上場投資信託証券の運用会社等に支払われます。

（４）【その他の手数料等】

① 追加信託執行コスト相当額および一部解約執行コスト相当額について

購入時に係る追加信託執行コスト相当額または換金時に係る一部解約執行コスト相当額（以下、総称して「執行コスト相当額」ということがあります。）は、当ファンドの購入または換金により信託財産に生じる取引コスト等を、当該購入または換金を行なった投資者に負担していただくために設けております。執行コスト相当額は、当該購入または換金に係る基準価額に一定の率を乗じて算出されます。

それぞれに執行コスト相当額を設けることにより、購入または換金により生じる取引コスト等の負担について、投資者間での公平性を保つことを目指します。

購入価額または換金価額は以下の通りに算出されます。

・追加設定（購入時）の購入価額　：　基準価額　＋　追加信託執行コスト相当額
・一部解約（換金時）の換金価額　：　基準価額　－　一部解約執行コスト相当額

執行コスト相当額は、以下のａ．～ｄ．を主たる計算要素として、ａ．とｂ．の差分またはｃ．を、ｄ．に応じて加重平均することにより算出することを基本とします。

ａ．当ファンドの純資産総額を算出する目的で組入銘柄を評価する価格
ｂ．組入銘柄を売買する場合の推定取引価格
ｃ．組入銘柄等の取引に伴い別途徴収される手数料、税金その他の取引コスト
ｄ．組入銘柄の当ファンドにおける組入比率

また、購入時の追加信託執行コスト相当額と、換金時の一部解約執行コスト相当額は、それぞれ別々に定められます。

追加信託執行コスト相当額および一部解約執行コスト相当額の料率は、随時変動するため、上限等を本書に表示することはできません。適用となる追加信託執行コスト相当額および一部解約執行コスト相当額の料率は、購入受付日および換金受付日の前営業日に指定参加者に提示されます（ただし、やむを得ない事情が発生した場合はこの限りではありません）。各営業日に適用になる料率については、指定参加者にお問い合わせください。なお、上場廃止に伴う買取請求時にも買取執行コスト相当額が発生します。

※ 上記にかかわらず、算出時点での市況動向や運用状況等に応じて、売買する銘柄の推定取引価格や取引コストを推計するうえで有効と判断されるその他の要素を、適宜勘案して計算する場合があります。また、購入および換金の申込が一定口数を上回る場合、前営業日に提示された料率が、再計算のうえ、変更となる場合があります。

② 信託財産において換金代金等の支払資金に不足が生じるときに資金借入れの指図を行なった場合はその都度、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。

③ 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、投資者の負担とし、その都度、信託財産中より支弁されます。

④ ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料（消費税等相当額を含みます。）、先物取引・オプション取引等に要する費用、外貨建資産の保管等に要する費用＊は、その都度、信託財産中より支弁します。
＊ 海外における保管銀行等に支払う有価証券の保管および資金の送金・資産の移転等に要する費用

⑤ 信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等相当額は、日々計上され、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁されます。

⑥ 下記の諸費用（以下「諸費用」といいます。）は、投資者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。
１．上場に係る費用
２．対象指数の商標の使用料

委託会社は、年0.0486%＊（税抜0.045%）を上限とする、上記の諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで算出する率を毎日純資産総額に対して乗じて得た額、または上記の諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで算出する額を、上記の諸費用の支払の合計額とみなして、ファンドから受領することができます。諸費用および諸費用に係る消費税等相当額は、日々計上され、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁されます。
＊ 消費税率が10%になった場合は、年0.0495%となります。

⑦ 有価証券の貸付を行なった場合はその都度、ファンドの収益となる品貸料に50%以内を乗じて得た額が報酬としてファンドから運用の委託先等に支払われます。

※ その他の費用・手数料については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、上場証券投資信託等（租税特別措置法第９条の４の２第１項に規定する上場証券投資信託等をいいます。）として取扱われます。
日本の居住者（法人を含む。）である投資者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

① 個人の投資者に対する課税

ａ．受益権の売却時
原則として、譲渡益につき20.315%(所得税15.315%、地方税５%)の税率が適用となる「申告分離課税」の取扱いとなります。原則として確定申告が必要ですが、特定口座（源泉徴収口座）の利用が可能な場合があり、この場合は源泉徴収が行なわれます。

ｂ．収益分配金の受取り時
収益分配金は、配当所得として、原則として分配金の受取り時に20.315%(所得税15.315%、地方税５%)の税率による源泉徴収が適用となります。また、確定申告を行ない申告分離課税または総合課税（配当控除は適用されません。）を選択することも可能です。

ｃ．換金（一部解約）時および償還時

換金（一部解約）時および償還時の差益は、譲渡益として課税対象となり、20.315%（所得税15.315%、地方税５%）の税率による申告分離課税が適用されます。原則として確定申告が必要ですが、特定口座（源泉徴収口座）の利用が可能な場合があり、この場合は源泉徴収が行なわれます。

ｄ．譲渡損失と収益分配金との間の損益通算

売却時、換金（一部解約）時および償還時の差損（譲渡損失）については、確定申告により上場株式等の配当所得および特定公社債等の利子所得等（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金・利子等に限ります。）ならびにそれらの譲渡益との通算が可能です。また、売却時、換金（一部解約）時および償還時の差益（譲渡益）については、他の上場株式等および特定公社債等の譲渡損と損益を相殺することができます。

※少額投資非課税制度「愛称：ＮＩＳＡ（ニーサ）」がご利用になれます。ＮＩＳＡをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。なお、ＮＩＳＡの口座では、特定口座や一般口座で生じた配当所得および譲渡所得との損益通算はできません。非課税の対象となる金額、期間等を含めて詳細はお取扱いの第一種金融商品取引業者にお問い合わせください。

② 法人の投資者に対する課税

ａ．売却時、換金（一部解約）時および償還時

通常の株式の売却時と同様に、譲渡益等について、他の法人所得と合算して課税されます。

ｂ．収益分配金の受取り時

原則として、分配金の受取り時に15.315%(所得税15.315%)の税率による源泉徴収が適用となります。なお、当ファンドは、益金不算入制度は適用されません。

※ 上記は2019年１月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税制優遇を含めた税金の各種取扱いは、個々の投資者の状況によって異なり、上記の内容はその完全性・網羅性を保証するものではありません。当ファンドの投資者に適用される税務の詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

以下の運用状況は2019年１月末現在のものです。

「iシェアーズ・コア　MSCI 新興国株 ETF」

（１）【投資状況】

資産の種類		金額（円）	投資比率（%）
投資信託受益証券		3,472,552,554	99.92
	内　アメリカ	3,472,552,554	99.92
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		2,687,801	0.08
純資産総額		3,475,240,355	100.00

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

	銘柄	国／地域	種類	数量（口）	簿価単価（円）	簿価金額（円）	評価単価（円）	評価金額（円）	投資比率（%）
1	iShares Core MSCI Emerging Markets ETF	アメリカ	投資信託受益証券	620,884	5,681.16	3,527,343,815	5,592.91	3,472,552,554	99.92

（注）投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

種類別投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	99.92

（注）投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

2019年１月末現在、同日前１年以内における各月末および各計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

計算期間末または各月末	純資産総額		１口当たりの純資産額		市場価格（円）
	分配落（円）	分配付（円）	分配落（円）	分配付（円）	
第１期計算期間 (2018年２月９日)	1,209,060,248	1,218,660,248	2,015.10	2,031.10	2,035
第２期計算期間 (2018年８月９日)	2,869,767,196	2,887,070,464	1,990.21	2,002.21	1,998
第３期計算期間 (2019年２月９日)	3,429,395,159	3,478,610,516	1,881.40	1,908.40	1,877
2018年１月末現在	1,289,321,765	－	2,242.30	－	2,266
2018年２月末現在	1,321,468,696	－	2,114.35	－	2,122
2018年３月末現在	1,300,050,710	－	2,080.08	－	2,089
2018年４月末現在	1,510,704,664	－	2,083.73	－	2,080
2018年５月末現在	2,415,058,536	－	2,020.77	－	2,035
2018年６月末現在	2,721,415,480	－	1,926.89	－	1,987
2018年７月末現在	2,911,922,992	－	2,019.45	－	2,029
2018年８月末現在	2,607,662,657	－	1,934.26	－	1,968
2018年９月末現在	2,775,851,023	－	1,985.38	－	1,989
2018年10月末現在	2,662,551,773	－	1,774.07	－	1,784
2018年11月末現在	2,834,859,419	－	1,888.88	－	1,883
2018年12月末現在	3,190,959,673	－	1,774.93	－	1,775
2019年１月末現在	3,475,240,355	－	1,906.55	－	1,900

（注）市場価格とは、東京証券取引所における当日終値です。ただし、当日の終値がつかない場合においては、直近日の終値を記載しています。

②【分配の推移】

	１口当たりの分配金（円）
第１期計算期間	16
第２期計算期間	12
第３期計算期間	27

③【収益率の推移】

	１口当たり純資産額の収益率の推移	市場価格の収益率の推移
	収益率（%）	収益率（%）
第１期計算期間	1.6	1.8
第２期計算期間	△0.6	△1.8
第３期計算期間	△4.1	△6.1

（注1） 各計算期間の１口当たり純資産額の収益率は、計算期間末の１口当たりの純資産額（分配付の額）から、当該計算期間の直前の計算期間末の１口当たりの純資産額（分配落の額。以下「前期末１口当たり純資産額」といいます。）を控除した額を前期末１口当たり純資産額で除して得た数に100を乗じた数を記載しております。なお、第１期計算期間については、2018年２月９日の１口当たり純資産額（分配付の額）から設定時（設定日：2017年９月27日）の１口当たり純資産額を控除した額を、設定時の１口当たり純資産額で除して得た数に100を乗じた数を記載しております。

（注2） 各計算期間の市場価格の収益率は、計算期間末の市場価格から、当該計算期間の直前の計算期間末の市場価格（以下「前期末市場価格」といいます。）を控除した額を、前期末市場価格で除して得た数に100を乗じた数を記載しております。なお、第１期計算期間については、2018年２月９日の市場価格から設定時（設定日：2017年９月27日）の市場価格を控除した額を、設定時の市場価格で除して得た数に100を乗じた数を記載しております。

（４）【設定及び解約の実績】

期　　間	設定口数	解約口数
第１期計算期間	600,000口	－
第２期計算期間	841,939口	－
第３期計算期間	524,645口	143,793口

（参考情報）

運用実績

2019年1月31日現在

基準価額・純資産の推移

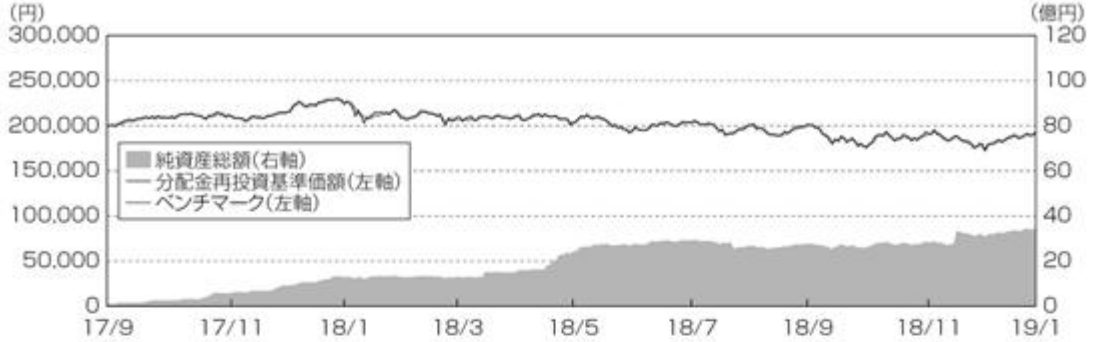

※分配金再投資基準価額(100口単位)は信託報酬控除後の値です。信託報酬等については、後述の「ファンドの費用」をご覧下さい。また、ベンチマークについては、設定時を200,000とした指数値で表示しています。
※分配金再投資基準価額は、税引前分配金を再投資したものとみなして算出しています。

分配の推移

設定来累計		2,800円
第1期	2018年2月	1,600円
第2期	2018年8月	1,200円

※分配金は税引前、100口当たり

主要な資産の状況

ETFの主な資産の状況
※当ファンドが投資しているETF「iシェアーズ・コア MSCI エマージング・マーケット ETF」の状況です。比率については当該ETFの純資産総額に対する割合です。

組入上位10銘柄(%)

	銘柄名	業種	比率
1	TENCENT HOLDINGS LTD	通信	4.3
2	ALIBABA GROUP HOLDING ADR REPRESEN	一般消費財・サービス	3.7
3	SAMSUNG ELECTRONICS LTD	情報技術	3.4
4	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFACTURING	情報技術	3.0
5	NASPERS LIMITED N LTD	通信	1.7
6	CHINA CONSTRUCTION BANK CORP H	金融	1.5
7	CHINA MOBILE LTD	通信	1.1
8	INDUSTRIAL AND COMMERCIAL BANK OF	金融	0.9
9	ITAU UNIBANCO HOLDING PREF SA	金融	0.9
10	PING AN INSURANCE (GROUP) CO OF CH	金融	0.8

年間収益率の推移

※ファンドの年間収益率は、決算時の分配金を非課税で再投資したものとして算出しております。
※2009年から2016年はベンチマークの年間収益率を表示しています。
※2017年は、ファンドは設定日(9月27日)から年末までの収益率を、ベンチマークは年初から年末までの収益率を表示しています。

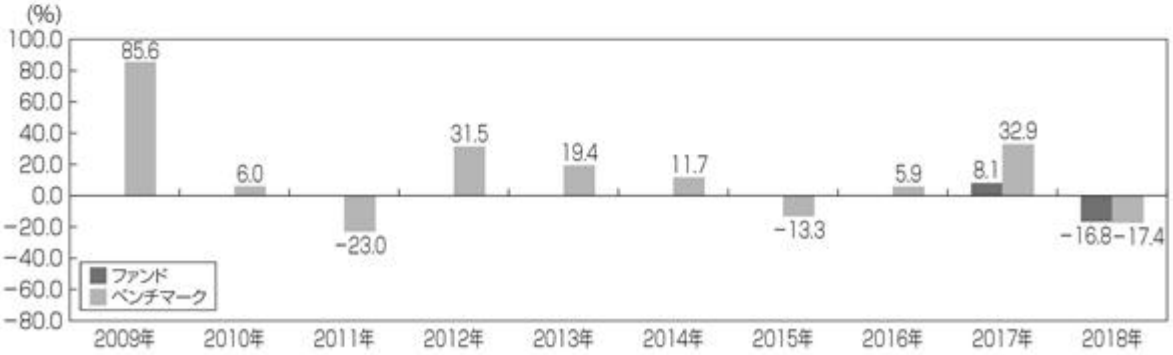

※運用実績・データ等は作成日現在および過去のものであり、今後の運用成果を保証するものではありません。
※ベンチマークはあくまでも参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。
※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページにて開示しております。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

(1) 申込方法

申込期間中の毎営業日に、指定参加者は受益権の購入を受付けます。指定参加者については、下記の照会先までお問い合わせください。指定参加者は受益権の購入を取次ぐことができます。

ブラックロック・ジャパン株式会社 電話番号：03-6703-4110（受付時間　営業日の９：00～17：00） ホームページ：www.blackrock.com/jp/

(2) 受益権の購入の受付

委託会社は、購入受付日の午後３時までに指定参加者所定の事務手続が完了したものを申込受付分とします。

(3) 購入単位

購入単位については指定参加者または下記の照会先までお問い合わせください。

ブラックロック・ジャパン株式会社 電話番号：03-6703-4110（受付時間　営業日の９：00～17：00）

(4) 受益権の購入価額

購入受付日の翌営業日の基準価額に追加信託執行コスト相当額＊を加算した額とします。

なお、指定参加者は購入時手数料（消費税等相当額を含む。）を徴収することができるものとします。当該購入時手数料は、指定参加者が収受するものとします。

＊ 追加信託執行コスト相当額の詳細については、「第二部［ファンド情報］ 第１[ファンドの状況] ４[手数料等及び税金] (4)[その他の手数料等] ①追加信託執行コスト相当額および一部解約執行コスト相当額について」をご覧ください。

当ファンドの購入価額等については指定参加者または下記に問い合わせることにより知ることができます。

ブラックロック・ジャパン株式会社 電話番号：03-6703-4110（受付時間　営業日の９：00～17：00）

(5) 購入代金のお支払い

投資者は購入代金を指定参加者が指定する日までに指定参加者に支払うものとします。

(6) 購入不可日

委託会社は、次の１．から５．の期日および期間については、受益権の購入に応じないことがあります。

１．ニューヨーク証券取引所の休場日＊1

２．連続する海外の休業日・休場日等または日本の休業日・休場日等により、当ファンドにおいて資金不足が生じる可能性があると、委託会社が認めたとき

３．計算期間終了日の３営業日前＊2から当該計算期間終了日の前営業日までの間（ただし計算期間終了日が休業日の場合は、計算期間終了日の４営業日前＊3から当該計算期間終了日の前営業日までの間）

４．委託会社が、約款に規定する運用の基本方針に沿った運用に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき

５．上記１．から４．のほか、委託会社が当該投資信託の運営に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき

＊１ 投資環境等の変化により、今後購入不可日が変更となる場合があります。（当ファンドの投資信託約款では、投資対象有価証券への投資を円滑に実行することが困難と委託会社が判断する日は、受益権の取得申込に応じないことがあると定めています。）

＊２ 2019年７月16日より、２営業日前となる予定です。

＊３ 2019年７月16日より、３営業日前となる予定です。

(7) 購入の受付中止および取消

委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の購入の受付の停止およびすでに受付けた購入の取消し、またはその両方を行なうことができます。

２【換金（解約）手続等】

(1) 換金の申込と受付

申込期間中の毎営業日に、指定参加者に受益権の換金を申込むことができます。指定参加者については、下記の照会先までお問い合わせください。換金の申込の受付は、午後３時までとなっております。ただし、受付時間は指定参加者によって異なることがあります。詳細は指定参加者にお問い合わせください。受付時間を過ぎての換金の申込は翌営業日のお取扱いとします。

ブラックロック・ジャパン株式会社 電話番号：03-6703-4110（受付時間　営業日の９：00～17：00） ホームページ：www.blackrock.com/jp/

(2) 換金単位

換金単位については指定参加者または下記の照会先までお問い合わせください。

ブラックロック・ジャパン株式会社 電話番号：03-6703-4110（受付時間　営業日の９：00～17：00）

(3) 受益権の換金価額

換金受付日の翌営業日の基準価額から一部解約執行コスト相当額＊を差し引いた額とします。

なお、指定参加者は換金時手数料（消費税等相当額を含む。）を徴収することができるものとします。当該換金時手数料は、指定参加者が収受するものとします。

＊ 一部解約執行コスト相当額の詳細については、「第二部［ファンド情報］第１[ファンドの状況]４[手数料等及び税金](4)[その他の手数料等]①追加信託執行コスト相当額および一部解約執行コスト相当額について」をご覧ください。

当ファンドの換金価額等については指定参加者または下記に問い合わせることにより知ることができます。

ブラックロック・ジャパン株式会社 電話番号：03-6703-4110（受付時間　営業日の９：00～17：00）

(4) 換金不可日

委託会社は、次の１．から５．の期日および期間については、受益権の換金に応じないことがあります。

１．ニューヨーク証券取引所の休場日＊1

２．連続する海外の休業日・休場日等または日本の休業日・休場日等により、当ファンドにおいて資金不足が生じる可能性があると、委託会社が認めたとき

３．計算期間終了日の３営業日前＊2から当該計算期間終了日の前営業日までの間（ただし計算期間終了日が休業日の場合は、計算期間終了日の４営業日前＊3から当該計算期間終了日の前営業日までの間）

４．委託会社が、約款に規定する運用の基本方針に沿った運用に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき

５．上記１．から４．のほか、委託会社が当該投資信託の運営に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき

＊１ 投資環境等の変化により、今後換金不可日が変更となる場合があります。（当ファンドの投資信託約款では、保有有価証券の売却を円滑に実行することが困難と委託会社が判断する日は、受益権の一部解約の実行の請求に応じないことがあると定めています。）

＊２ 2019年７月16日より、２営業日前となる予定です。

＊３ 2019年７月16日より、３営業日前となる予定です。

(5) 換金受付の制限

信託財産の資金管理を円滑に行なうため、換金の申込には制限を設ける場合があります。詳細は指定参加者にお問い合わせください。

(6) 換金代金の支払い

換金代金は原則として換金受付日から起算して５営業日目*から指定参加者においてお支払いします。
＊ 2019年７月16日より、４営業日目となる予定です。

(7) 換金の受付中止および取消

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、換金の申込の受付を中止することおよび既に受付けた換金の申込の受付を取消すことができます。換金の申込の受付が中止された場合には、投資者は当該受付中止以前に行なった当日の換金の申込を撤回できます。ただし、投資者がその換金の申込を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金の申込を受付けたものとします。

(8) 受益権の買取

① 指定参加者は、受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になった場合で、投資者の請求があるときは、買取請求受付日の午後３時までに受付けたものを当日の申込として、その受益権を買取ります。買取の請求は、信託終了日の３営業日前までとします。

② 買取価額は、買取請求を受付けた日の基準価額から買取執行コスト相当額（当該基準価額に当該買取に伴う有価証券等売買取引時の取引価格と当該有価証券等の評価価格等との差額、売買手数料、現地取引所税およびその他の影響を勘案して委託会社によりあらかじめ定められ、随時変更される率を乗じて得た額）を控除した価額とします。

③ 指定参加者は、受益権の買取を行なうときは、基準価額に指定参加者が個別で定める率を乗じて得た手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を徴することができるものとします。

④ 指定参加者は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社との協議に基づいて受益権の買取を停止することおよびすでに受付けた受益権の買取を取消すことができます。

⑤ 受益権の買取が停止された場合には、投資者は買取停止以前に行なった当日の買取請求を撤回できます。ただし、投資者がその買取請求を撤回しない場合には、当該受益権の買取価額は、買取停止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取請求を受付けたものとして、上記に準じて計算されたものとします。

３【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額は委託会社の営業日に毎日算出されます。投資者は、指定参加者または下記に問い合わせることにより知ることができます。なお、当ファンドにおいては、基準価額は100口当りの価額で表示されます。

ブラックロック・ジャパン株式会社 電話番号：03-6703-4110（受付時間　営業日の９：00～17：00）

当ファンドの主たる投資対象の評価方法は以下のとおりです。

外国株式：原則として、海外取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場で評価するものとします。

投資信託証券：金融商品取引所（海外取引所を含む。）に上場されているものは、当該取引所における計算日の最終相場（海外取引所に上場されているものについては、計算日に知りうる直近の最終相場）で評価します。金融商品取引所に上場されていないものは、第一種金融商品取引業者、銀行等の提示する価格（原則として、計算日に知りうる直近の日の純資産価格。）で評価します。

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

この信託の期間は、無期限とします。

（４）【計算期間】

当ファンドの計算期間は、毎年２月10日から８月９日まで、８月10日から翌年２月９日までとすることを原則とします。ただし、最終計算期間の終了日は信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

① ファンドの償還条件等

ａ．委託会社は、信託契約締結日から３年経過の日以降、信託期間中において、受益権の口数が80万口を下回ることとなった場合、またはファンドを償還することが投資者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、償還しようとする旨を監督官庁に届出ます。

ｂ．委託会社は、信託期間中において次の１．から３．に該当することとなった場合は、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、償還しようとする旨を監督官庁に届出ます。

１．受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になった場合

２．対象指数が廃止された場合

３．対象指数の計算方法その他の変更等に伴って委託会社または受託会社が必要と認めた信託約款の変更が書面決議により否決された場合

なお、１．に掲げる事由によりファンドを償還する場合には、その廃止された日にファンドを償還するための手続を開始するものとします。

ｃ．委託会社は、ａ．について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびにファンドの償還の理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託約款に係る知れている投資者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

ｄ．ｃ．の書面決議において、投資者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る投資者としての受託会社を除きます。以下ｄ．において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている投資者が議決権を行使しないときは、当該知れている投資者は書面決議について賛成するものとみなします。

ｅ．ｃ．の書面決議は議決権を行使することができる投資者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行ないます。

ｆ．ｃ．～ｅ．までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての投資者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、ｃ．～ｅ．までの手続を行なうことが困難な場合も同じとします。

ｇ．委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときはその命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

ｈ．委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社はこのファンドを償還させます。

ｉ．ｈ．にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、「②信託約款の変更等ｂ．」に規定する書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

ｊ．受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または投資者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の変更の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこのファンドを償還させます。

② 信託約款の変更等

ａ．委託会社は、投資者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第２号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、この信託約款は以下に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

ｂ．委託会社は、ａ．の事項（ａ．の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあってはその併合が投資者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託約款に係る知れている投資者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

ｃ．ｂ．の書面決議において、投資者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る投資者としての受託会社を除きます。以下ｃ．において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている投資者が議決権を行使しないときは、当該知れている投資者は書面決議について賛成するものとみなします。

ｄ．ｂ．の書面決議は議決権を行使することができる投資者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行ないます。

ｅ．書面決議の効力は、このファンドのすべての投資者に対してその効力を生じます。

ｆ．ｂ．～ｅ．までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての投資者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

ｇ．ａ．～ｆ．までの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

ｈ．委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、ａ．～ｆ．の規定にしたがいます。

③ 反対者の買取請求権

信託契約の終了または信託約款の重大な変更等を行なう場合において、書面決議において当該終了または重大な約款変更等に反対した投資者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続に関する事項は、前述の「① ファンドの償還条件等ｃ．」または「② 信託約款の変更等ｂ．」に規定する書面に付記します。

④ 公告

委託会社が投資者に対して行なう公告は、電子公告により行ない、次のアドレスに掲載します。
www.blackrock.com/jp/
ただし、当該公告方法に支障がある場合には、日本経済新聞による公告を行ないます。

⑤ 関係法人との契約の更改

ａ．指定参加者との「指定参加者契約」は、指定参加者または委託会社に当該契約に定める事由が発生した場合、事前の催告および通知を必要とせず、当該契約を解除することができます。

ｂ．「信託財産の有価証券貸付に係る指図権限委託契約」の契約期間は特に定められておらず、契約の一方当事者から他の当事者への書面による事前通知によりいつでも（ただし、有価証券貸付代理人が契約を終了させようとする場合には、30日前の事前通知により）終了させることができます。

⑥ 信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドに係る信託事務の処理の一部について、日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託しております。

⑦ 運用報告書の作成

当ファンドの運用報告書の作成・交付は行ないません。

4【受益者の権利等】

ファンドの投資者（受益者）の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金に対する請求権および名義登録

① 収益分配金は、計算期間終了日において氏名または名称および住所その他受託会社が定める事項（以下「投資者（受益者）氏名等」といいます。）が受託会社に登録されている者（以下「名義登録受益者＊」といいます。）を当該計算期間終了日における収益分配金受領者とし、当該名義登録受益者に支払います。この場合、名義登録受益者が当該計算期間終了日における受益権の所有者と異なる場合であっても、委託会社および受託会社は当該所有者に対して収益分配金の支払いおよびその他損害についてその責を負わないものとします。

＊ 受託会社は、この信託に係る受益者名簿を作成し、投資者（受益者）について、投資者（受益者）氏名等を、受益者名簿に名義登録するものとします。
また、計算期間終了日において、社振法関係法令等、諸規則等に基づき振替機関より通知を受けた受益権の帰属者を、振替機関等の振替口座簿に記載または記録された受益権に係る投資者（受益者）として、その投資者（受益者）氏名等を受益者名簿に登録するものとします。なお、受託会社は他の証券代行会社等、受託会社が適当と認める者と委託契約を締結し、受益者名簿の作成および受益者名簿への名義登録を委託することができます。

② 投資者は、原則として①に規定する登録をこの信託の受益権が上場されている金融商品取引所の会員（口座管理機関であるものに限ります。以下同じ。）を経由して①の受益者名簿に名義を登録することを請求することができます。この場合、当該会員は、当該会員が個別に定める手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を徴することができるものとします。ただし、証券金融会社等は①に規定する登録を受託会社（受託会社が①において受益者名簿の作成を委託した場合は、その委託をした者）に対して直接行なうことができます。

③ 社振法関係法令等に基づき振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益権の名義登録の手続は別に定めるところによります。

④ 収益分配金の支払いは、毎計算期間終了日から起算して40日以内の委託会社の指定する日に、名義登録受益者があらかじめ指定する預金口座等に当該収益分配金を振り込む方式により行なうものとします。なお、名義登録受益者が、②に規定する会員と別途収益分配金の取扱に係る契約を締結している場合は、当該契約にしたがい支払われるものとします。

⑤ 受託会社は、収益分配金の支払いについて、受益者名簿の作成を委託した者にこれを委託することができます。

⑥ 受託会社は、支払開始日から５年経過した後に、収益分配金の未払残高があるときは、当該金額を委託会社に交付するものとします。

⑦ 受託会社は、⑥により委託会社に収益分配金を交付した後は、当該交付に係る金額に関する投資者に対する支払いにつき、その責に任じません。

⑧ 投資者が収益分配金については支払開始日から５年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(2) 受益権の換金請求権

投資者は、自己に帰属する受益権について、委託会社に委託会社が定める口数の受益権をもって換金を請求する権利を有します。

換金代金は、換金受付日から起算して、原則として５営業日目＊から投資者に支払います。

換金の請求を行なう投資者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該投資者の請求に係るこの換金を委託会社が行なうのと引き換えに、当該換金に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

＊ 2019年７月16日より、４営業日目となる予定です。

(3) 信託終了時の償還金受領権

投資者は、委託会社の決定した償還金を、持ち分に応じて委託会社から受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日から起算して40日以内の委託会社の指定する日から、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている投資者にお支払いを開始します。なお、当該投資者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

投資者が、償還金について支払開始日から10年間支払いの請求を行なわない場合はその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属するものとします。

(4) 受益権の買取請求権

① 投資者が保有する受益権の口数の合計が金融商品取引所の定める受益権の取引単位に満たない場合は、投資者は、指定参加者に対して受益権の買取を請求することができます。

② 投資者は、受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になった場合、指定参加者に対して、受益権の買取を請求することができます。

(5) 反対者の買取請求権

ファンドの信託契約の解約または重大な約款の変更等を行なう場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した投資者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(6) 帳簿書類の閲覧権または謄写の請求権

投資者は、委託会社に対しその営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第３【ファンドの経理状況】

(1)　当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)及び同規則第２条の２の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)　当ファンドは、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、第３期計算期間(2018年８月10日から2019年２月９日まで)の財務諸表について、ＰｗＣあらた有限責任監査法人による監査を受けております。

１【財務諸表】

【iシェアーズ・コア　MSCI 新興国株 ETF】

(1)【貸借対照表】

（単位：円）

	第２期 (2018年８月９日現在)	第３期 (2019年２月９日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	402,862	1,127,363
金銭信託	3,304,222	3,533,247
投資信託受益証券	2,868,267,538	3,426,589,345
派生商品評価勘定	307	1,527
未収入金	16,564,821	49,454,475
流動資産合計	2,888,539,750	3,480,705,957
資産合計	2,888,539,750	3,480,705,957
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	17,303,268	49,215,357
未払受託者報酬	211,845	315,247
未払委託者報酬	741,590	1,103,474
その他未払費用	515,851	676,720
流動負債合計	18,772,554	51,310,798
負債合計	18,772,554	51,310,798
純資産の部		
元本等		
元本	2,883,878,000	3,645,582,000
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△14,110,804	△216,186,841
（分配準備積立金）	1,161,134	353,570
元本等合計	2,869,767,196	3,429,395,159
純資産合計	2,869,767,196	3,429,395,159
負債純資産合計	2,888,539,750	3,480,705,957

(2)【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第２期 (自　2018年２月10日 至　2018年８月９日)	第３期 (自　2018年８月10日 至　2019年２月９日)
営業収益		
受取配当金	20,096,089	51,098,120
受取利息	3,358	7,088
有価証券売買等損益	△121,535,726	△92,023,637
為替差損益	41,535,094	△49,905,292
営業収益合計	△59,901,185	△90,823,721
営業費用		
受託者報酬	211,845	315,247
委託者報酬	741,590	1,103,474
その他費用	978,455	1,278,694
営業費用合計	1,931,890	2,697,415
営業利益又は営業損失（△）	△61,833,075	△93,521,136
経常利益又は経常損失（△）	△61,833,075	△93,521,136
当期純利益又は当期純損失（△）	△61,833,075	△93,521,136
期首剰余金又は期首欠損金（△）	9,060,248	△14,110,804
剰余金増加額又は欠損金減少額	55,965,291	15,013,428
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	－	15,013,428
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	55,965,291	－
剰余金減少額又は欠損金増加額	－	74,352,972
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	－	74,352,972
分配金	17,303,268	49,215,357
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△14,110,804	△216,186,841

(3)【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1 有価証券の評価基準及び評価方法

投資信託受益証券は移動平均法に基づき、原則として以下の通り時価で評価しております。

(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券

金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として当該取引所等における計算期間末日において知りうる直近の最終相場で評価しております。

(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券

当該有価証券については、原則として、金融機関の提示する価額又は価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。

(3) 時価が入手できなかった有価証券

適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

２ デリバティブの評価基準及び評価方法

為替予約取引

個別法に基づき、原則としてわが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。

３　外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債の円換算については原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。

４　収益及び費用の計上基準

(1) 受取配当金の計上基準

受取配当金は原則として、投資信託受益証券の配当落ち日に予想配当金額を計上し、入金金額との差額については入金時に計上しております。

(2) 有価証券売買等損益及び為替予約取引による為替差損益の計上基準

約定日基準で計上しております。

５　その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

外貨建資産等の会計処理

外貨建資産等については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第２期 (2018年８月９日現在)	第３期 (2019年２月９日現在)
１　当該計算期間の末日における受益権総数	1,441,939口	1,822,791口
２　投資信託財産の計算に関する規則第55条の６第10号に規定する額	元本の欠損 14,110,804円	元本の欠損 216,186,841円
３　１口当たり純資産額	1,990.21円	1,881.40円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	第２期 （自　2018年２月10日 至　2018年８月９日）	第３期 （自　2018年８月10日 至　2019年２月９日）
分配金の計算過程	A．当期配当等収益額　20,099,447円 B．分配準備積立金　296,845円 C．配当等収益合計額(A＋B)　20,396,292円 D．経費　1,931,890円 E．収益分配可能額(C－D)　18,464,402円 F．収益分配金　17,303,268円 G．次期繰越金(分配準備積立金)(E-F)1,161,134円 H．口数　1,441,939口 I．一口当たり分配金(F/H×計算口数)　12円	A．当期配当等収益額　51,105,208円 B．分配準備積立金　1,161,134円 C．配当等収益合計額(A＋B)　52,266,342円 D．経費　2,697,415円 E．収益分配可能額(C－D)　49,568,927円 F．収益分配金　49,215,357円 G．次期繰越金(分配準備積立金)(E-F)　353,570円 H．口数　1,822,791口 I．一口当たり分配金(F/H×計算口数)　27円

（金融商品に関する注記）

Ⅰ　金融商品の状況に関する事項

１　金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第４項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

２　金融商品の内容及び金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券は投資信託受益証券であります。

当ファンドの主な投資リスクとして、「株価変動リスク」、「カントリー・リスク」、「為替変動リスク」、「デリバティブ取引のリスク」、「有価証券の貸付等におけるリスク」等があります。

当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。為替予約取引は、外貨建有価証券の売買の決済等に伴い必要となる外貨の売買の為に、その受渡日までの数日間の為替予約を利用しております。なお、当ファンドは外貨建資産の為替変動リスクの低減を目的としており、投機を目的とする為替予約は行わない方針であります。為替予約取引に係る主要なリスクは、為替相場の変動による価格変動リスク及び取引相手の信用状況の変化により損失が発生する信用リスクであります。

３　金融商品に係るリスク管理体制

(1) 市場リスクの管理

ブラックロックソリューション・グリーンパッケージプロダクションチームが日次で計測し、運用部、その他の関係部署等にレポートをイントラネットで配信しております。また、運用ガイドラインのモニタリングはポートフォリオ・コンプライアンスチームが行っており、ガイドライン等を逸脱していた場合、関係部署へ報告され適切な調整を行います。

(2) 信用リスクの管理

ファンダメンタル債券運用部により、国内債券の個別信用リスク及び銘柄間の相対価値については独自の定量・定性分析等を行っております。外国債券銘柄等については、社内のリサーチ・データベースによりグローバル・クレジット・チームとの情報・分析結果を共有しております。

(3) 取引先リスクの管理

リスク・クオンツ分析部は当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームと共に既存の承認済み取引先の信用悪化のモニタリングを行っており、取引先のデフォルトに対する取引先リスク、発行体リスクのファンドへの影響を分析しております。また、新規取引先の承認に際しては、リスク・クオンツ分析部が新規取引先申請の内容に問題がないかどうか確認を行い、当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームへ申請を行っております。

また、毎月開催される投資委員会では、リスク管理・運用分析手法等について審議を行っております。

Ⅱ　金融商品の時価等に関する事項

第２期 (2018年８月９日現在)	第３期 (2019年２月９日現在)
1　貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1　貸借対照表計上額、時価及び差額 同左
2　時価の算定方法 （1）有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 （2）デリバティブ取引 デリバティブ取引については、「その他の注記」の「３ デリバティブ取引関係」に記載しております。 （3）コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。	2　時価の算定方法 （1）有価証券 同左 （2）デリバティブ取引 同左 （3）コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左
3　金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	3　金融商品の時価等に関する事項の補足説明 同左
4　金銭債権の計算期間末日後の償還予定額 金銭債権については全て1年以内に償還予定であります。	4　金銭債権の計算期間末日後の償還予定額 同左

（関連当事者との取引に関する注記）
該当事項はありません。

（その他の注記）

1　期中元本変動額

項目	第２期 (2018年８月９日現在)	第３期 (2019年２月９日現在)
期首元本額	1,200,000,000円	2,883,878,000円
期中追加設定元本額	1,683,878,000円	1,049,290,000円
期中一部解約元本額	－円	287,586,000円

２ 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第２期 (2018年８月９日現在)	第３期 (2019年２月９日現在)
	当計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）	当計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	△120,836,046	△78,650,707
合計	△120,836,046	△78,650,707

３　デリバティブ取引関係

取引の時価等に関する事項

通貨関連

区分	種類	第２期（2018年８月９日現在）			
		契約額等（円）	うち１年超（円）	時価（円）	評価損益（円）
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 アメリカドル	15,496,426	－	15,496,119	307
合計		15,496,426	－	15,496,119	307

区分	種類	第３期（2019年２月９日現在）			
		契約額等（円）	うち１年超（円）	時価（円）	評価損益（円）
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 アメリカドル	49,337,906	－	49,336,379	1,527
合計		49,337,906	－	49,336,379	1,527

（注１）　時価の算定方法

為替予約取引

１　計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①　計算期間末日において為替予約の受渡日(以下「当該日」という）の対顧客先物相場が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②　計算期間末日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

２　計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

（注２）　上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

(4)【附属明細表】

第１　有価証券明細表

（1）株式

該当事項はありません。

（2）株式以外の有価証券

種　類	通　貨	銘　柄	券 面 総 額	評 価 額	備考
投資信託受益証券	アメリカドル	iShares Core MSCI Emerging Markets ETF	612,050.000	31,196,188.500	
	アメリカドル　小計		612,050.000	31,196,188.500 (3,426,589,345)	
投資信託受益証券　合計				3,426,589,345 (3,426,589,345)	
合計				3,426,589,345 (3,426,589,345)	

(注１) 投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

(注２) １　各種通貨毎の小計の欄における(　)内の金額は、邦貨換算額であります。

２　合計欄における(　)内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。

３　外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数		組入投資信託受益証券時価比率	合計金額に対する比率
アメリカドル	投資信託受益証券	1銘柄	100.0%	100.0%

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

当該事項はデリバティブ取引関係の注記事項として記載しております。

２【ファンドの現況】

【純資産額計算書】（2019年１月末現在）

「iシェアーズ・コア　MSCI 新興国株 ETF」

Ⅰ　資産総額	3,477,213,761円
Ⅱ　負債総額	1,973,406円
Ⅲ　純資産総額(Ⅰ－Ⅱ)	3,475,240,355円
Ⅳ　発行済数量	1,822,791口
Ⅴ　１口当たり純資産額(Ⅲ／Ⅳ)	1,906.55円

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

１　受益証券の名義書換等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、投資者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

２　投資者に対する特典

該当事項はありません。

３　受益権の譲渡

(1) 投資者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該投資者が譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

(2) (1)の申請のある場合には、(1)の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、(1)の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

(3) (1)の振替について、委託会社は、当該投資者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

４　受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

５　受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

６　質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、換金の申込の受付、換金代金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額等

① 資本金　　3,120百万円

② 発行する株式の総数　　36,000株

③ 発行済株式の総数　　15,000株

④ 直近５ヵ年における主な資本金の額の増減

2017年12月７日付で、資本金を2,435百万円から3,120百万円に増額しました。

(2) 委託会社の機構

① 経営の意思決定機構

＜株主総会＞

株主により構成される会社における最高の意思決定機関として、取締役の選任、利益処分の承認、定款の変更等、会社法および定款の定めにしたがって重要事項の決定を行ないます。

＜取締役会＞

取締役により構成され、当社の業務執行を決定し、その執行について監督します。

＜エグゼクティブ委員会他各委員会＞

当社における適切な経営戦略の構築、業務執行体制の構築および業務運営の推進を目的として、エグゼクティブ委員会を設置します。また、その他各種委員会を設置し、業務の能率的運営および責任体制の確立を図っています。

② 運用の意思決定機構

<u>投資委員会</u>

・投資委員会にて運用に係る投資方針、パフォーマンスおよびリスク管理に関する重要事項を審議します。

<u>運用担当部署</u>

・各運用担当部署では、投資委員会の決定にしたがい、ファンドの個別の運用計画を策定し、各部署の投資プロセスを通して運用を行ないます。

<u>ポートフォリオ・マネジャー</u>

・ポートフォリオ・マネジャーは、策定された運用計画に基づき、個別銘柄を選択し売買に関する指図を行ないます。

<u>リスク管理</u>

・委託会社ではリスク管理を重視しており、独自開発のシステムを用いてリスク管理を行なっております。具体的には、運用担当部門とは異なる部門においてファンドの投資リスクの計測・分析、投資制限のモニタリングなどを行なうことにより、ファンドの投資リスクが運用方針に合致していることを確認し、その結果を運用担当部門にフィードバックするほか、社内の関係者で共有しております。また、委託会社の業務に関するリスクについて社内規程を定めて管理を行なっております。

２【事業の内容及び営業の概況】

投信法に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行なうとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また、金融商品取引法に定める投資助言業務、第一種金融商品取引業務および第二種金融商品取引業務等を行なっています。

委託会社の運用する証券投資信託は2019年１月末現在、以下の通りです（親投資信託を除きます。）。

種類		本数	純資産総額
公募投資信託	追加型株式投資信託	78本	1,627,205百万円
	単位型株式投資信託	0本	0百万円
私募投資信託		72本	5,742,289百万円
合計		150本	7,369,495百万円

３【委託会社等の経理状況】

１．財務諸表の作成方法について

委託会社であるブラックロック・ジャパン株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1963年大蔵省令第59号。）第2条及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（2007年8月6日内閣府令第52号。）に基づいて作成しております。

２．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第32期事業年度（自2018年1月1日　至2018年12月31日）の財務諸表について有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

３．財務諸表に記載している金額については、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

（１）【貸借対照表】

（単位：百万円）

		第31期 (2017年12月31日現在)	第32期 (2018年12月31日現在)
資産の部			
流動資産			
現金・預金		19,097	23,891
立替金		11	2
前払費用		171	151
未収入金		3	11
未収委託者報酬		1,585	1,588
未収運用受託報酬		2,642	2,291
未収収益	※２	1,384	1,402
為替予約		0	-
その他流動資産		33	18
流動資産計		24,928	29,359
固定資産			
有形固定資産			
建物附属設備	※１	946	1,484
器具備品	※１	411	380
有形固定資産計		1,358	1,864
無形固定資産			
ソフトウエア		4	8
のれん		42	-
無形固定資産計		47	8
投資その他の資産			
投資有価証券		3	11
長期差入保証金		1,124	1,119
前払年金費用		588	696
長期前払費用		25	27
繰延税金資産		786	848
投資その他の資産計		2,528	2,702
固定資産計		3,934	4,575
資産合計		28,863	33,935

（単位：百万円）

		第31期 (2017年12月31日現在)	第32期 (2018年12月31日現在)
負債の部			
流動負債			
預り金		119	97
未払金	※２		
未払収益分配金		4	4
未払償還金		74	74
未払手数料		593	515
その他未払金		1,737	1,184
未払費用	※２	1,245	1,039
未払消費税等		150	97
未払法人税等		438	440
為替予約		-	3
前受金		79	78
前受収益		15	-
賞与引当金		1,886	1,939
役員賞与引当金		144	142
早期退職慰労引当金		9	42
流動負債計		6,500	5,661
固定負債			
退職給付引当金		55	60
資産除去債務		262	781
固定負債計		318	842
負債合計		6,818	6,503
純資産の部			
株主資本			
資本金		3,120	3,120
資本剰余金			
資本準備金		3,001	3,001
その他資本剰余金		3,846	3,846
資本剰余金合計		6,847	6,847
利益剰余金			
利益準備金		336	336
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金		11,739	17,127
利益剰余金合計		12,076	17,464
株主資本合計		22,044	27,432
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金		0	0
評価・換算差額等合計		0	0
純資産合計		22,044	27,431
負債・純資産合計		28,863	33,935

（２）【損益計算書】

（単位：百万円）

		第31期 (自　2017年１月１日 至　2017年12月31日)	第32期 (自　2018年１月１日 至　2018年12月31日)
営業収益			
委託者報酬		5,202	5,639
運用受託報酬	※１	8,890	8,523
その他営業収益	※１	12,257	13,511
営業収益計		26,350	27,674
営業費用			
支払手数料		1,830	1,856
広告宣伝費		208	191
調査費			
調査費		380	363
委託調査費	※１	4,313	4,164
調査費計		4,693	4,528
委託計算費		86	84
営業雑経費			
通信費		50	59
印刷費		62	11
諸会費		32	34
営業雑経費計		145	106
営業費用計		6,964	6,767
一般管理費			
給料			
役員報酬		353	406
給料・手当		3,960	4,213
賞与		2,232	2,359
給料計		6,546	6,979
退職給付費用		287	275
福利厚生費		892	940
事務委託費	※１	2,433	2,568
交際費		69	66
寄付金		2	3
旅費交通費		243	238
租税公課		231	245
不動産賃借料		735	804
水道光熱費		65	72
固定資産減価償却費		262	315
のれん償却額		56	42
資産除去債務利息費用		3	3
諸経費		363	424
一般管理費計		12,194	12,980
営業利益		7,191	7,926

(単位：百万円)

	第31期 (自　2017年１月１日 至　2017年12月31日)	第32期 (自　2018年１月１日 至　2018年12月31日)
営業外収益		
受取利息	0	0
有価証券売却益	0	0
雑益	0	0
営業外収益計	1	1
営業外費用		
為替差損	34	26
営業外費用計	34	26
経常利益	7,158	7,901
特別利益		
特別利益計	-	-
特別損失		
特別退職金	119	84
特別損失計	119	84
税引前当期純利益	7,039	7,817
法人税、住民税及び事業税	2,223	2,491
法人税等調整額	29	△61
当期純利益	4,786	5,387

（３）【株主資本等変動計算書】

第31期　（自　2017年1月1日　至　2017年12月31日）

（単位：百万円）

	株主資本								評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
2017年1月1日残高	2,435	2,316	3,846	6,162	336	6,953	7,290	15,887	0	0	15,887
事業年度中の変動額											
新株の発行	685	685		685				1,370			1,370
当期純利益						4,786	4,786	4,786			4,786
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）									0	0	0
事業年度中の変動額合計	685	685	-	685	-	4,786	4,786	6,156	0	0	6,156
2017年12月31日残高	3,120	3,001	3,846	6,847	336	11,739	12,076	22,044	0	0	22,044

第32期　（自　2018年1月1日　至　2018年12月31日）

（単位：百万円）

	株主資本								評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
2018年1月1日残高	3,120	3,001	3,846	6,847	336	11,739	12,076	22,044	0	0	22,044
事業年度中の変動額											
当期純利益						5,387	5,387	5,387			5,387
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）									0	0	0
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	-	5,387	5,387	5,387	0	0	5,387
2018年12月31日残高	3,120	3,001	3,846	6,847	336	17,127	17,464	27,432	0	0	27,431

注　記　事　項

［重要な会計方針］

1.　有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）を採用しております。

2.　デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

3.　固定資産の減価償却方法

(1)　有形固定資産

定額法により償却しております。なお、主な耐用年数は建物附属設備6～18年、器具備品2～15年であります。

(2)　無形固定資産

自社利用のソフトウエアの減価償却方法については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

のれんの償却方法については、その効果の及ぶ期間（5～9年）に基づく定額法によっております。

4.　引当金の計上基準

(1)　貸倒引当金の計上方法

債権の貸倒損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2)　退職給付引当金の計上方法

①　旧退職金制度

適格退職年金制度移行日現在在籍していた従業員については、旧退職金制度に基づく給付額を保証しているため、期末現在の当該給付額と年金制度に基づく給付額との差額を引当て計上しております。

②　確定拠出年金制度

確定拠出年金制度（DC）による退職年金制度を有しております。

③　確定給付年金制度

キャッシュ・バランス型の年金制度（CB）の退職年金制度を有しております。CBには、一定の利回り保証を付しており、これの将来の支払に備えるため、確定給付型の会計基準に準じた会計処理方法により引当金を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、ポイント基準によっております。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理または費用から控除することとしております。

(3)　賞与引当金の計上方法

従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(4)　役員賞与引当金の計上方法

役員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(5)　早期退職慰労引当金の計上方法

早期退職慰労の支払に備えて、早期退職慰労支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

5.　外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6.　その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1)　消費税等の処理方法

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(2)　連結納税制度の適用

親会社であるブラックロック・ジャパン・ホールディングス合同会社を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。

（未適用の会計基準等）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2018年3月30日）

「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号　2018年3月30日）

(1)　概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の５つのステップを適用し認識されます。

ステップ１：顧客との契約を識別する。

ステップ２：契約における履行義務を識別する。

ステップ３：取引価格を算定する。

ステップ４：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ５：履行義務を充足したときに又は充足するにつれて収益を認識する。

(2)　適用予定日

2022年12月期の期首より適用予定であります。

(3)　当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

（表示方法の変更）

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の早期適用に伴う変更）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準28号　2018年2月16日。以下「税効果会計基準一部改正」）という。）が当事業年度の期末から適用できるようになったことに伴い、当事業年度から税効果会計基準一部改正を適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更するとともに、税効果会計関係注記を変更しました。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」860百万円及び「固定負債」の「繰延税金負債」74百万円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」786百万円に含めて表示しております。

（貸借対照表関係）

※１　有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2017年12月31日)	当事業年度 (2018年12月31日)
建物附属設備	1,346　百万円	1,525　百万円
器具備品	821　百万円	950　百万円

※２　関係会社に対する資産及び負債

各科目に含まれているものは次のとおりであります。

	前事業年度 (2017年12月31日)	当事業年度 (2018年12月31日)
未収収益	508　百万円	554　百万円
未払金	1,713　百万円	1,168　百万円
未払費用	356　百万円	385　百万円

※３　当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行２行と当座貸越契約を締結しております。これら契約に基づく事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2017年12月31日)	当事業年度 (2018年12月31日)
当座貸越極度額	1,000　百万円	1,000　百万円
借入実行残高	―	―
差引額	1,000　百万円	1,000　百万円

（損益計算書関係）

※１　関係会社に対する営業収益及び営業費用

各科目に含まれているものは次のとおりであります。

	前事業年度 (自　2017年 1月 1日 至　2017年12月31日)	当事業年度 (自　2018年 1月 1日 至　2018年12月31日)
その他営業収益	4,670　百万円	5,680　百万円
委託調査費	438　百万円	704　百万円
事務委託費	824　百万円	864　百万円
運用受託報酬	48　百万円	149　百万円

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度　（自　2017年1月1日　至　2017年12月31日）

1.　発行済株式に関する事項

	前事業年度期首	増加	減少	前事業年度末
普通株式（株）	10,158	4,842	－	15,000

2.　自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3.　新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4.　配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度　（自　2018年1月1日　至　2018年12月31日）

1.　発行済株式に関する事項

	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	15,000	－	－	15,000

2.　自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3.　新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4.　配当に関する事項

該当事項はありません。

（金融商品関係）

1.　金融商品の状況に関する事項

(1)　金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については関連当事者からの長期借入に限定しています。

投資有価証券は、当社設定の投資信託であり、通常の営業過程において保有しております。

デリバティブについては、外貨建て営業債権及び債務の為替変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行っておりません。

(2)　金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社の経理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行い、個別に未収債権の回収可能性を管理する体制をしいております。

営業債務である未払手数料はその全てが1年以内の支払期日となっております。

営業債務は流動性リスクに晒されていますが、当社では資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

2.　金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、金額的重要性が低いものについては含めておりません。

前事業年度　（2017年12月31日）

	貸借対照表計上額 （百万円）	時価 （百万円）	差額 （百万円）
(1)　現金・預金	19,097	19,097	－
(2)　未収委託者報酬	1,585	1,585	－
(3)　未収運用受託報酬	2,642	2,642	－
(4)　未収収益	1,384	1,384	－
(5)　長期差入保証金	1,124	1,109	△14
資産計	25,834	25,819	△14
(1)　未払手数料	593	593	－
(2)　未払費用	1,245	1,245	－
負債計	1,838	1,838	－

当事業年度　（2018年12月31日）

	貸借対照表計上額 （百万円）	時価 （百万円）	差額 （百万円）
(1)　現金・預金	23,891	23,891	―
(2)　未収委託者報酬	1,588	1,588	―
(3)　未収運用受託報酬	2,291	2,291	―
(4)　未収収益	1,402	1,402	―
(5)　長期差入保証金	1,119	1,112	△6
資産計	30,293	30,287	△6
(1)　未払手数料	515	515	―
(2)　未払費用	1,039	1,039	―
負債計	1,554	1,554	―

(注1)　金融商品の時価の算定方法に関する事項

資　産

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬及び(4) 未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(5) 長期差入保証金

事務所敷金の時価については、事務所の敷金を当該賃貸借契約期間を基にしたインターバンク市場で取引されている円金利スワップレートで割り引いて算定する方法によっています。また従業員社宅敷金の時価については、平均残存勤務期間を基にしたインターバンク市場で取引されている円金利スワップレートで割り引いて算定する方法によっています。

負　債

(1) 未払手数料、(2) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(注2)　金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（2017年12月31日）

	1年以内 （百万円）	1年超 5年以内 （百万円）	5年超 10年以内 （百万円）	10年超 （百万円）
(1)　現金・預金	19,097	―	―	―
(2)　未収委託者報酬	1,585	―	―	―
(3)　未収運用受託報酬	2,642	―	―	―
(4)　未収収益	1,384	―	―	―
(5)　長期差入保証金	―	1,051	61	11
合計	24,709	1,051	61	11

当事業年度（2018年12月31日）

	1年以内 （百万円）	1年超 5年以内 （百万円）	5年超 10年以内 （百万円）	10年超 （百万円）
(1)　現金・預金	23,891	―	―	―
(2)　未収委託者報酬	1,588	―	―	―
(3)　未収運用受託報酬	2,291	―	―	―
(4)　未収収益	1,402	―	―	―
(5)　長期差入保証金	―	1,051	56	11
合計	29,174	1,051	56	11

（有価証券関係）

前事業年度　(2017年12月31日)

その他有価証券

	種類	貸借対照表計上額 （百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	その他 投資信託	3	3	0
合計		3	3	0

当事業年度　(2018年12月31日)

その他有価証券

	種類	貸借対照表計上額 （百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他 投資信託	11	12	0
合計		11	12	0

（退職給付関係）

前事業年度　(自　2017年1月1日　至　2017年12月31日)

1.　採用している退職給付制度の概要

当社は、旧バークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社で設けられていた、①旧退職金制度を引き続き有しています。当社は、平成21年12月2日に旧ブラックロック・ジャパン株式会社との合併に伴い、旧ブラックロック・ジャパン株式会社における退職年金制度（②確定拠出年金制度及び③確定給付年金制度）を承継しました。また、平成23年1月1日付で旧バークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社から引き継いだ適格退職年金制度はキャッシュ・バランス型の③確定給付年金制度に移行しました。従って、平成23年1月1日以降、①から③の三つの制度を有しています。

2.　確定給付制度

(1)　退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

（単位：百万円）

	前事業年度 (自 2017年 1月 1日 至 2017年12月31日)
退職給付債務の期首残高	1,745
勤務費用	268
利息費用	8
数理計算上の差異の発生額	△20
退職給付の支払額	△170
退職給付債務の期末残高	1,832

(2)　年金資産の期首残高と期末残高の調整表

（単位：百万円）

	前事業年度 (自 2017年 1月 1日 至 2017年12月31日)
年金資産の期首残高	2,381
期待運用収益	19
数理計算上の差異の発生額	83
事業主からの拠出額	290
退職給付の支払額	△153
年金資産の期末残高	2,621

(3)　退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

（単位：百万円）

	前事業年度 (2017年12月31日)
積立型制度の退職給付債務	1,776
年金資産	△2,621
	△845
非積立型制度の退職給付債務	55
未積立退職給付債務	△789
未認識数理計算上の差異	242
未認識過去勤務費用	13
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△532
退職給付引当金	55
前払年金費用	△588
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△532

(4)　退職給付費用及びその内訳項目の金額

（単位：百万円）

	前事業年度 (自 2017年 1月 1日 至 2017年12月31日)
勤務費用	268
利息費用	8
期待運用収益	△19
数理計算上の差異の費用処理額	△35
過去勤務費用の処理額	△6
確定給付制度に係る退職給付費用合計	216
特別退職金	119
合計	335

(5)　年金資産に関する事項

①年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2017年12月31日)
合同運用	100%
合計	100%

合同運用による年金資産の主な商品分類ごとの比率は、債券73%、株式22%及びその他3%となっております。

②長期期待運用収益率の算定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6)　数理計算上の計算基礎に関する事項

	前事業年度 (自 2017年 1月 1日 至 2017年12月31日)
割引率	0.4%
長期期待運用収益率	0.9%

3.　確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、71百万円でありました。

当事業年度　(自　2018年1月1日　至　2018年12月31日)

1.　採用している退職給付制度の概要

当社は、旧バークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社で設けられていた、①旧退職金制度を引き続き有しています。当社は、平成21年12月2日に旧ブラックロック・ジャパン株式会社との合併に伴い、旧ブラックロック・ジャパン株式会社における退職年金制度（②確定拠出年金制度及び③確定給付年金制度）を承継しました。また、平成23年1月1日付で旧バークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社から引き継いだ適格退職年金制度はキャッシュ・バランス型の③確定給付年金制度に移行しました。従って、平成23年1月1日以降、①から③の三つの制度を有しています。

2.　確定給付制度

(1)　退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

（単位：百万円）

	当事業年度 (自 2018年 1月 1日 至 2018年12月31日)
退職給付債務の期首残高	1,832
勤務費用	269
利息費用	7
数理計算上の差異の発生額	11
退職給付の支払額	△138
過去勤務費用の発生額	△47
退職給付債務の期末残高	1,934

(2)　年金資産の期首残高と期末残高の調整表

（単位：百万円）

	当事業年度 (自 2018年 1月 1日 至 2018年12月31日)
年金資産の期首残高	2,621
期待運用収益	23
数理計算上の差異の発生額	△113
事業主からの拠出額	303
退職給付の支払額	△138
年金資産の期末残高	2,696

(3)　退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

（単位：百万円）

	当事業年度 (2018年12月31日)
積立型制度の退職給付債務	1,874
年金資産	△2,696
	△821
非積立型制度の退職給付債務	60
未積立退職給付債務	△761
未認識数理計算上の差異	73
未認識過去勤務費用	52
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△635
退職給付引当金	60
前払年金費用	△696
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△635

(4)　退職給付費用及びその内訳項目の金額

（単位：百万円）

	当事業年度 (自 2018年 1月 1日 至 2018年12月31日)
勤務費用	269
利息費用	7
期待運用収益	△23
数理計算上の差異の費用処理額	△44
過去勤務費用の処理額	△8
確定給付制度に係る退職給付費用合計	200
特別退職金	84
合計	285

(5)　年金資産に関する事項

①年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	当事業年度 (2018年12月31日)
合同運用	100%
合計	100%

合同運用による年金資産の主な商品分類ごとの比率は、債券77%、株式20%及びその他3%となっております。

②長期期待運用収益率の算定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6)　数理計算上の計算基礎に関する事項

	当事業年度 (自 2018年 1月 1日 至 2018年12月31日)
割引率	0.6%
長期期待運用収益率	1.0%

3.　確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、75百万円でありました。

（税効果会計関係）

1.　繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（単位：百万円）

	前事業年度 (2017年12月31日)	当事業年度 (2018年12月31日)
繰延税金資産		
未払費用	206	167
賞与引当金	537	591
資産除去債務	80	239
資産調整勘定	4	-
未払事業税	74	83
早期退職慰労引当金	2	13
退職給付引当金	17	18
有形固定資産	4	3
その他	44	96
繰延税金資産合計	973	1,213
繰延税金負債		
退職給付引当金	△180	△213
資産除去債務に対応する除去費用	△6	△152
繰延税金負債合計	△186	△365
繰延税金資産の純額	786	848

（注）　前事業年度及び当事業年度における繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

（単位：百万円）

	前事業年度 (2017年12月31日)	当事業年度 (2018年12月31日)
固定資産－繰延税金資産	786	848

2.　法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2017年12月31日)	当事業年度 (2018年12月31日)
法定実効税率	30.9　%	30.9　%
（調整）		
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.1	1.0
損金不算入ののれん償却額	0.2	0.2
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	0.2	0.1
所得拡大促進税制による税額控除	△1.8	△1.9
その他	0.4	0.8
税効果会計適用後の法人税等の負担率	32.0　%	31.1　%

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1.　当該資産除去債務の概要

当社事業所の定期建物賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2.　当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を当該定期建物賃貸借契約上の賃貸借期間約5年と見積り、割引率は0.16%～0.18%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。当事業年度において、資産の除去時点において必要とされる除去費用の見積額が、固定資産の取得時における見積額を大幅に超過することが明らかになったことから、見積もりの変更による増加額を0.16%で割り引き、資産除去債務残高が440百万円増加しております。

3.　当該資産除去債務の総額の増減

（単位：百万円）

	前事業年度 (自 2017年 1月 1日 至 2017年12月31日)	当事業年度 (自 2018年 1月 1日 至 2018年12月31日)
期首残高	258	262
有形固定資産の取得に伴う増加額	-	75
見積りの変更による増加額	-	440
時の経過による調整額	3	3
資産除去債務の履行による減少額	-	-
期末残高	262	781

（デリバティブ取引関係）

前事業年度　(2017年12月31日)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関連　（単位：百万円）

区分	種類	契約額等	うち１年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引 買建 米ドル	69	-	0	0
合計		69	-	0	0

（注）時価の算定方法　先物為替相場に基づき算定しております。

当事業年度　(2018年12月31日)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関連　（単位：百万円）

区分	種類	契約額等	うち１年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引 買建 米ドル	164	-	△3	△3
合計		164	-	△3	△3

（注）時価の算定方法　先物為替相場に基づき算定しております。

（セグメント情報等）

前事業年度　（自　2017年1月1日　至　2017年12月31日）

1.　セグメント情報

当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2.　関連情報

(1)　製品及びサービスごとの情報

（単位：百万円）

	委託者報酬	運用受託報酬	その他	合計
外部顧客営業収益	5,202	8,890	12,257	26,350

(2)　地域ごとの情報

①　売上高

（単位：百万円）

日本	北米	その他	合計
13,186	10,831	2,332	26,350

（注）　売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

②　有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3)　主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める主要な顧客は以下のとおりです。

（単位：百万円）

相手先	営業収益	関連するセグメント名
ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク	4,719	投資運用業
ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ	3,512	投資運用業

3.　報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4.　報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

5.　報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

当事業年度　（自　2018年1月1日　至　2018年12月31日）

1.　セグメント情報

当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2.　関連情報

(1)　製品及びサービスごとの情報

（単位：百万円）

	委託者報酬	運用受託報酬	その他	合計
外部顧客営業収益	5,639	8,523	13,511	27,674

(2)　地域ごとの情報

①　売上高

（単位：百万円）

日本	北米	その他	合計
13,237	11,293	3,143	27,674

（注）　売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

②　有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3)　主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める主要な顧客は以下のとおりです。

（単位：百万円）

相手先	営業収益	関連するセグメント名
ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク	5,830	投資運用業
ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ	3,458	投資運用業

3.　報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4.　報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

5.　報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

1.　関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(1)　財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

前事業年度　（自　2017年1月1日　至　2017年12月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社	ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク	米国ニューヨーク州	14,286百万米ドル	投資顧問業	(被所有)間接100	投資顧問契約の再委任等	運用受託報酬	48	未収収益	508
							受入手数料	4,670		
							委託調査費	438	未払費用	356
							事務委託費	824	その他未払金	67
親会社	ブラックロック・ジャパン・ホールディングス合同会社	日本東京都	1万円	持株会社	(被所有)直接100	株式の保有等	営業外収益	0	その他未払金	1,645

当事業年度　（自　2018年1月1日　至　2018年12月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社	ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク	米国ニューヨーク州	73百万米ドル	投資顧問業	(被所有)間接100	投資顧問契約の再委任等	運用受託報酬	149	未収収益	554
							受入手数料	5,680		
							委託調査費	704	未払費用	385
							事務委託費	864	その他未払金	165
親会社	ブラックロック・ジャパン・ホールディングス合同会社	日本東京都	1万円	持株会社	(被所有)直接100	株式の保有等	営業外収益	-	その他未払金	1,002

(2)　財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

前事業年度　（自　2017年1月1日　至　2017年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度　（自　2018年1月1日　至　2018年12月31日）

該当事項はありません。

(3)　財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前事業年度　（自　2017年1月1日　至　2017年12月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
同一の親会社を持つ会社	ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ	米国カリフォルニア州	1,000米ドル	投資顧問業	なし	投資顧問契約の再委任等	受入手数料	3,512	未収収益	296
							委託調査費	77	未払費用	17
							事務委託費	10		
同一の親会社を持つ会社	ブラックロック・インベストメント・マネジメント・エルエルシー	米国デラウェア州	314百万米ドル	投資顧問業	なし	投資顧問契約の再委任等	受入手数料	363	未収収益	28
							委託調査費	1,427	未払費用	129
							事務委託費	119	その他未払金	1

当事業年度　（自　2018年1月1日　至　2018年12月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
同一の親会社を持つ会社	ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ	米国カリフォルニア州	1,000米ドル	投資顧問業	なし	投資顧問契約の再委任等	受入手数料	3,458	未収収益	330
							委託調査費	37	未払費用	4
							事務委託費	8		

（注）　1．取引条件及び取引条件の決定方針等

(1) 運用受託報酬については、一般取引条件と同様に決定しております。

(2) 受入手数料については、一般取引条件と同様に決定しております。

(3) 委託調査費については、一般取引条件と同様に決定しております。

(4) 事務委託費については、一般取引条件と同様に決定しております。

2.　親会社に関する注記

(1)　親会社情報

ブラックロック・インク（ニューヨーク証券取引所に上場）

ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク（非上場）

ブラックロック・ジャパン・ホールディングス合同会社（非上場）

（１株当たり情報）

項目	前事業年度 (自 2017年 1月 1日 至 2017年12月31日)	当事業年度 (自 2018年 1月 1日 至 2018年12月31日)
１株当たり純資産額	1,469,634　円　10　銭	1,828,761　円　92　銭
１株当たり当期純利益金額	456,306　円　62　銭	359,180　円　40　銭

（注）　1．潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2．１株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2017年 1月 1日 至 2017年12月31日)	当事業年度 (自 2018年 1月 1日 至 2018年12月31日)
当期純利益　（百万円）	4,786	5,387
普通株主に帰属しない金額　（百万円）	―	―
普通株式に係る当期純利益　（百万円）	4,786	5,387
普通株式の期中平均株式数　（株）	10,490	15,000

独立監査人の監査報告書は、当事業年度（自　2018年1月1日　至2018年12月31日）を対象としております。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

(1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

(2) 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして金融商品取引業等に関する内閣府令で定めるものを除きます。)。

(3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の委託会社と密接な関係を有する法人その他の団体として金融商品取引法施行令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の委託会社と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。

(4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。

(5) 上記に掲げるもののほか、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして金融商品取引業等に関する内閣府令で定める行為。

5【その他】

定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項

変更年月日	変更事項
2007年９月18日	証券業登録に伴う商号変更（「バークレイズ・グローバル・インベスターズ証券投信投資顧問株式会社」に変更）のため、定款変更を行ないました。
2007年９月30日	商号変更（「バークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社」に変更）のため、定款変更を行ないました。
2007年９月30日	公告の方法を変更するため、定款変更を行ないました。
2007年12月27日	事業を営むことの目的を変更するため、定款変更を行ないました。
2008年７月１日	グループ会社の１つであるバークレイズ・グローバル・インベスターズ・サービス株式会社を吸収合併し、それに伴い資本金の額を変更いたしました。
2008年７月１日	株式取扱規則に関する記述を追加するため、定款変更を行ないました。
2009年６月22日	本店所在地変更のため、定款変更を行ないました。
2009年12月２日	ブラックロック・ジャパン株式会社と合併 商号変更（「ブラックロック・ジャパン株式会社」に変更）および定款変更を行ないました。
2011年４月１日	グループ会社であるブラックロック証券株式会社を吸収合併し、それに先立ち定款変更および資本金の額の変更を行ないました。
2013年10月５日	MGPA Japan LLCより不動産投資関連の事業を譲受し、それに先立ち定款変更を行ないました。
2014年12月１日	決算期を３月31日から12月31日に変更するため、定款変更を行ないました。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名　　称	資本金の額 （2018年３月末現在）	事業の内容
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
＜再信託受託会社の概要＞ 日本マスタートラスト信託銀行株式会社	10,000百万円	
＜再信託の目的＞ 原信託契約に係る信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（日本マスタートラスト信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。		

(2) 指定参加者

名　　称	資本金の額（百万円） （2018年３月末現在）	事業の内容
エービーエヌ・アムロ・クリアリング証券株式会社	5,500	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
ＳＭＢＣ日興証券株式会社	10,000	
クレディ・スイス証券株式会社	78,100	
ゴールドマン・サックス証券株式会社	83,616	
シティグループ証券株式会社	96,307	
野村證券株式会社	10,000	
ＢＮＰパリバ証券株式会社	102,025	
フィリップ証券株式会社	950	
みずほ証券株式会社	125,167	
三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社	40,500	
メリルリンチ日本証券株式会社	119,440	
モルガン・スタンレーＭＵＦＧ証券株式会社	62,149	

(3) 投資顧問会社

・名称　　：ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ.エイ.
(BlackRock Institutional Trust Company, N.A.)

・資本金の額　　：1,500,000米ドル（円貨換算額* 約167百万円、2018年12月末現在）
＊米ドルの円換算は、2018年12月末現在の株式会社三菱ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１米ドル＝111.00円）によります。

・事業の内容　　：投資運用業を営んでいます。

２【関係業務の概要】

(1) 受託会社

ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行ないます。なお、当ファンドの受託会社は信託事務の一部を当ファンドの再信託受託会社に委託しています。

(2) 指定参加者

ファンドの指定参加者として、募集の取扱いおよび販売を行ない、取得申込の受付、一部解約ならびに買取請求に関する事務等を行ないます。

(3) 投資顧問会社

当ファンドの投資顧問会社であり、当ファンドに関し、委託会社より運用の指図に関する権限の委託を受けて運用の指図を行なっています。

３【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 指定参加者

該当事項はありません。

(3) 投資顧問会社

当社およびブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ.エイ.の最終的な親会社は、ブラックロック・インクです。

第３【参考情報】

当計算期間において、ファンドに係る金融商品取引法第25条第１項各号に掲げる書類は、以下のとおり提出されております。

2018年11月９日　　有価証券届出書、有価証券報告書

独立監査人の監査報告書

2019年2月28日

ブラックロック・ジャパン株式会社
取　締　役　会　御中

有限責任監査法人　ト　ー　マ　ツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士　田　中　素　子
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士　中　島　紀　子

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているブラックロック・ジャパン株式会社の2018年1月1日から2018年12月31日までの第32期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ブラックロック・ジャパン株式会社の2018年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
２．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2019年３月20日

ブラックロック・ジャパン株式会社
取 締 役 会 御 中

ＰｗＣあらた有限責任監査法人
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　辻　村　和　之

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているｉシェアーズ・コア　MSCI 新興国株 ETFの2018年８月10日から2019年２月９日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ｉシェアーズ・コア　MSCI 新興国株 ETFの2019年２月９日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。